

# 関係団体等提出資料

全国児童相談所長会	1
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	7
全国児童家庭支援センター協議会	27
公益財団法人 全国里親会	33
一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会	37
特定非営利活動法人 キーアセット	71



# 全国児童相談所長会提出資料



平成 28 年 10 月 21 日

全国児童相談所長会

桜山豊夫（東京都児童相談センター所長）

井上保男（神奈川県中央児童相談所所長）

## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」における意見交換資料

### 1. 家庭養護の推進

#### （1）児童福祉法の改正（家庭と同様の環境における養育の推進）

##### ◆ 国・地方公共団体の責務

- ・ 児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援
- ・ 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置
- ・ 上記の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置

##### ◆ 里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として法定

#### （2）里親委託の推進

##### ① 里子を養育するという公的な役割の認識

- ・ 地域の必要な支援を受け入れて里子を養育

##### ② 里親支援の更なる充実策

- ・ 里親家庭全体の支援
- ・ 委託前の交流に要する経費の補償などの充実
- ・ 専門里親資格の取得を推進する環境の整備

③ 養子縁組制度

- 法的に安定した親子関係を築くもの  
⇒あくまで子供にとっての制度
- 民間のあっせん団体に対する許認可のあり方等の具体的な検討

被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児施設等	児童相談所一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設				
21年度	2	29	2	9	9	4	4	59
22年度	0	27	0	1	8	1	2	39
23年度	1	28	0	4	6	4	3	46
24年度	1	51	0	4	7	7	1	71
25年度	0	49	2	11	13	11	1	87

※平成25年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況より

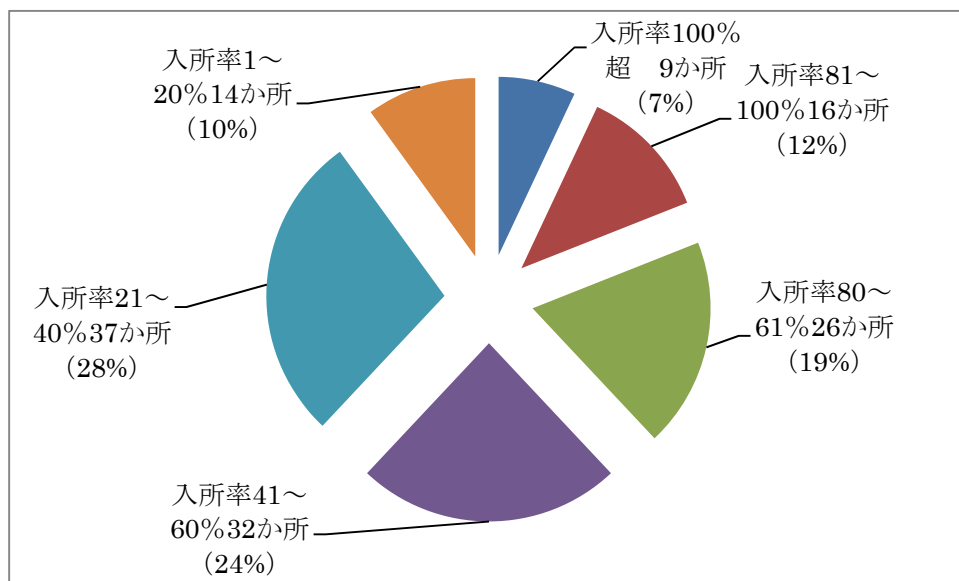
## 2. 一時保護

一時保護期間平均在所日数（年間延日数／年間対応件数）

全国平均値は、29.8日⇒最短：7.2日 最長：65.0日

※平成26年度福祉行政報告例より

年間平均入所率（平成26年1月～12月）



（一時保護所 134 か所のうち）

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ

### （1）職員配置

- ・児童養護施設の配置基準（準用）→一時保護所独自の最低基準
- ・一時保護所の規模及び年齢構成に応じた専門職の配置

(2) 学習機会の保障

- 保護児童の年齢や学力に応じた学習の機会の保障
- 市町村における支援体制の強化（ショートステイ）

(3) 支援の質の保障

- 外部評価の実施

### 外部評価の取組例

- 横浜市

児童相談所一時保護所における自己評価、児童アンケートの結果をもとに、外部委員（児童福祉審議会の下部組織）が評価

- 堺市

評価委員は、市の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の下部組織として設置されている「子ども・虐待検証部会」の委員

※平成28年8月全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より



公益財団法人日本知的障害者福祉協会提出資料



平成28年10月21日

## 第4回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 ヒアリング提出資料

公益財団法人日本知的障害福祉協会  
児童発達支援部会  
部会長 北川 聡子

### 1. 障害児入所施設の現状

#### (1) 障害児入所施設の種類

##### A. 福祉型障害児入所施設

- ①主として知的障害児を入所させる施設
- ②主として自閉症児を入所させる施設
- ③主として盲児を入所させる施設
- ④主として聾啞児を入所させる施設
- ⑤主として肢体不自由児を入所させる施設

##### B. 医療型障害児入所施設

- ①主として肢体不自由児を入所させる施設
- ②主として重症心身障害児を入所させる施設
- ③主として自閉症児を入所させる施設

※厚生労働科学研究：障害児入所施設の質の向上を検証するための研究

(平成28年4月1日～平成30年3月31日)

すべての障害児入所施設の調査を行います。

被虐待児への実態・支援内容が盛り込まれています。

#### (2) 日本知的障害者福祉協会の調査結果から

**資料1** (調査日平成26年10月1日回答167施設)

##### ○定員と在籍の状況

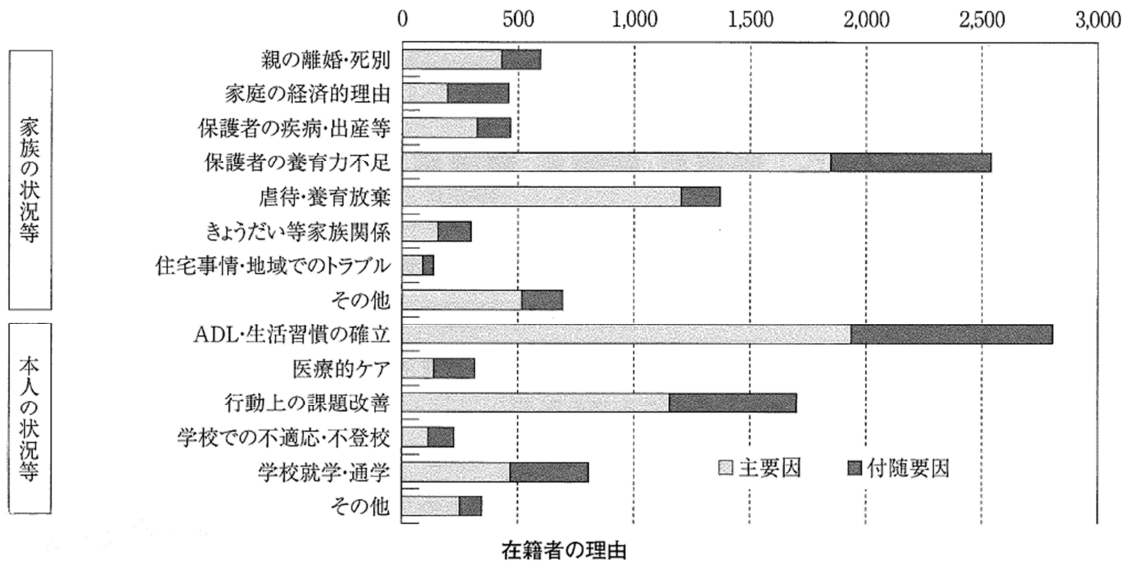
定員	6,590人
在籍	5,506人
定員割れ	1,084人

##### ○児童と年齢超過児の割合と措置・契約数

年齢	人数	措置人数	契約人数	措置の割合
0～17才	3,869人	2,369人	1,500	61.2%
18～40才以上	1,637人	148人	1,489	9.0%

●障害児入所施設は、永年の懸案事項として「加齢児問題」を抱えていました。

## ○入所の理由



●保護者の養育力不足、虐待、養育放棄の傾向は続いています。発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育ての孤独感、心理的葛藤も含めての支援策の必要性を表しています。

## ○虐待による人数

虐待による入所数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
男	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	2,303
女	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	1,631
計	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	3,934

※25年度被虐待児加算認定児童数（190人）

※25年の被虐待児368人のうち、契約による入所は47名。

●全体の入所児童の減少にもかかわらず、被虐待児は確実に一定の割合を占めています。

## ○虐待の内容

虐待の内容（※重複計上）

		計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
	%	100		29.3	8.4	50.5	9.5	2.2

●ネグレクトに次いで、身体的虐待が多くなっています。

## 2. 児童福祉法改正と障害児入所

平成8年まで障害児施策は他の児童福祉施策と同様に厚生省児童家庭局の所管でしたが、厚生省社会援護局の所管になり、障害児者一貫の施策推進体制になりました。同年4月には、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」がスタートし、障害福祉が充実する礎となりました。

平成15年度に支援費制度が導入され、障害児福祉施策にも大きな変化がもたらされ、措置制度だけではなく、契約制度が導入されました。これにより、児童相談所の判断がなくとも、受給者証を持つ子どもであれば、事業者と契約を結んで様々な障害児サービスを利用できるようになりました。

しかしその一方で、契約制度の導入により、保護者による虐待等、本来であれば措置が妥当なケースであっても契約とされるケースがある等、都道府県によって措置と契約の判断に差が出る【資料1】—グラフ1】などの課題が残されています。

そこで、本会では障害福祉課に措置と契約の判断について働きかけを行い、その後、措置の判断についての通知等も出されています。社会的養護の観点からも、子どもの最善の利益と健やかな成長発達の保障のために、契約制度については、慎重に考える必要があります。

現在、一般の児童施策（児童家庭局所管）は、里親、ファミリーホーム、小規模グループホーム等「家庭における養護環境と同様の養育環境へ」と児童福祉法の理念の示す方向に動いています。しかし、障害児入所は、小規模ケア加算は平成24年度より導入されたものの、家庭的養育に關しての制度はいまだ十分ではありません。また、人員配置の指定基準（最低基準4.3：1）、児童家庭支援センターや里親専門機関などの地域支援機能など、社会的養護の必要な子どもの施策が進んでいく中で、障害児入所は、置いていかれた感があります。社会的養護の施策と同じ取り組みができることを望みます。

## 3. 今後の必要な取り組み—資料1

### (1) 職員の配置基準

現在、障害児入所施設の職員配置基準は、児童4.3人に対し指導員1人とされています。これは、児童養護施設の4対1にも届いていません。今後、行動障害や被虐待児に対する専門的支援を進めていくためにも、職員配置基準を児童養護施設以上に引き上げていただく必要があります。【表16】

### (2) 小規模グループケア加算・家庭的養育

平成24年に創設された「小規模グループケア加算」によって、障害児入所施設でも家庭的養護に取り組む施設が出てきましたが、本加算を取得している施設は、まだ10.8%です。この加算の推進とともに、障害児入所施設もグループホームやファミリーホーム、里親の活用により、家庭と同様な暮らしの場を提供する必要があります。【表17】

## 4. 家族関係再構築支援や自立支援の現状

### (1) 家族関係再構築支援—資料1

これまで、障害児入所施設は、帰省や面会を通じて、また個別支援計画を共有することで、家庭と共に子どもを育ててきました。特に発達面で大きな課題を持つ子どもが、障害児入所で行動が安定した例を含め、退所児童の進路でもっとも多かったのが、家庭でした。【表13】

虐待等のあった家族との再統合は、障害児入所施設においては今後の課題になりますが、児童相談所との関係【表20】が契約制度の導入により希薄になっているため、今後複雑化した家庭環境や虐待に対応するためにも、児童相談所との関係を強化する必要があります。また、児童養護施設等に配置されているファミリーソーシャルワーカーの配置も必要です。

### (2) 自立支援の現状—資料2

これまででは18歳を超えた児童（加齢児、本来は成人施策の対象者）も障害児入所施設に継続して入所することができました。しかし、平成25年の児童福祉法改正により、障害児入所施設における20歳以上の在所期間延長規定が廃止され、原則として18歳以上（措置延長の場合20歳）は障害者施策で対応することとなりました。これにより、加齢児のいる障害児入所施設は、平成30年3月末までに「障害児入所施設」「障害児入所施設と障害者支援施設の併設」「障害者施設に転換」のいずれかを選択し、移行しなければなりません。

今後、障害児入所施設は、入所児童の自立支援（成人施策への移行支援）を行うことが重要な機能として位置づけられます。現在でも、18歳に到達した入所児の移行先については、退所後に利用する成人施設やグループホームが見つからないなど大変厳しい状況があります。

こうした自立支援（移行支援）をスムーズに行うために、児童施設だけでなく、児童相談所も含めた地域の関係機関連携を行う「自立支援システム」を構築することが早急に求められます。さらに、障害児支援施策にも、18歳以上になった児童に対して継続して支援できる「自立援助ホーム（仮称）」が必要です。

## 5. 今後の将来像

### (1) 地域分散化、小規模化、里親支援—資料3、4、5

障害児入所施設においても、社会的養護施設と同様に、より家庭に近い養育環境へ移行することが必要です。小規模グループケア加算の取得の推進や、「地域小規模障害児入所施設（グループホーム）（仮称）」等を制度化することは、地域分散化を進めるうえで

も重要な施策になると思われます。また、障害児入所施設の新たな機能として、里親支援機能やファミリーホームのバックアップ機能等を持つことで、社会的養護の必要な障害児を地域で育てている里親等への支援が可能になると考えます。

## (2) 地域支援

障害者施策であるショートステイ、放課後等デイサービス、ホームヘルプサービスなどと組み合わせ、障害児入所施設の持つノウハウや専門性を発揮し、在宅で障害児を育てている家庭や被虐待リスクの高い障害児のいる家庭を支援する等、障害児入所施設の持つノウハウや専門性を地域に還元していく必要があります。

## (3) 名 称

地域において、発達に困り感がある子どもとその家族が利用しやすいように、現行の障害児入所施設の名称を変更し、「児童発達支援入所施設」とすることを望んでおります。





## 平成26年度全国知的障害児入所施設実態調査報告書（抜粋）

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告の抜粋である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（243施設）に送付  
 調査日 平成26年10月1日  
 回答数 167施設 回収率 68.7%

### 〔 施設の状況 〕

#### 1. 施設数

調査対象243施設のうち、回答のあった167施設の状況である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

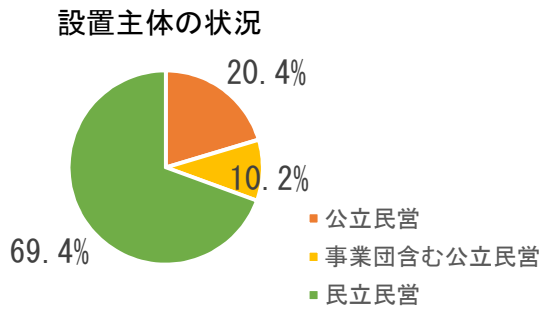


表1 施設数

	施設数	%
計	167	
%	100	
公立公営	34	20.4
公立民営	17	10.2
国立民営	116	69.5

#### 2. 定員の状況

表2

	人数	%
定員数	6,590	
%		100.0
公立公営	1,449	22.0
公立民営	774	11.7
国立民営	4,367	66.3

表3 在籍数の状況(全体)

		計	%
在籍数	男	3,784	68.7
	女	1,722	31.3
	計	5,506	100

#### 3. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入された。

地区別措置率

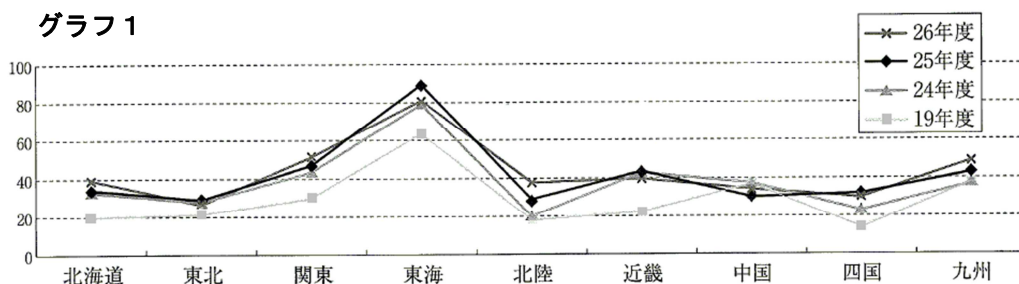


表4 措置・契約の状況

		計	%
在籍数	男	3,784	67.4
	女	1,722	30.7
	計	5,506	100
	うち措置	2,517	
措置率		45.7	

#### 4. 年齢の状況

表6 年齢構成(全体) 在籍 5,506 名

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	116	916	1,140	1,697	3,869	70.3
%	2.1	16.6	20.7	30.8	70.3	
男	77	622	771	1,120	2,590	46.2
女	39	294	369	577	1,279	33.8
うち措置 (再掲)	91	670	706	902	2,369	18才以下の措置率 (61.2%)

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	366	662	369	240	1,637	29.7
%	6.7	12.0	6.7	4.4	29.7	
男	265	491	279	159	1,194	21.3
女	101	171	90	81	443	7.9
うち措置 (再掲)	132	14	2	0	148	

- 在籍数（5,506名）に対して18才未満（3,869人）の割合は70.3%となっている。
- 全体の措置児童は（2,517人）で、在籍児全体に占める措置の割合は45.7%であるが、18才未満児の措置率は61.2%となっている。
- 18歳以上の過剰児は（1,637人）で全体の29.7%を占めている

#### 5. 入所の状況

##### (1) 入所の状況

表7 平成25年度中の新入所児数(全体)

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	843	78	267	245	253
措置	518	61	183	160	114
%	100.0	11.8	35.3	30.9	22.0
契約	325	17	84	85	139
%	100	5.2	25.8	26.2	42.8

- 入所児童の年齢層で一番多いのは6～11歳となっている

表8 平成25年度新入所者の障害の程度(全体)

	人数	最重度	重度	中軽度	未所持	不明
全体	843	111	182	473	62	15

●軽度障害及び境界線と言われる児童が増加している

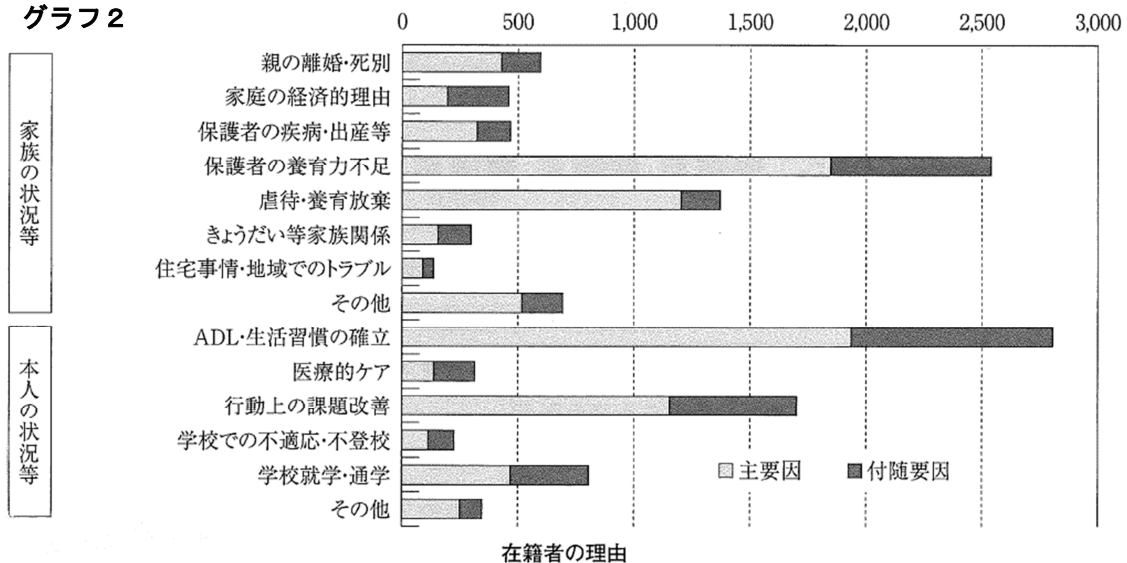
表9 入所前の生活の場

	人数	%
家庭	508	60.3
他の知的障害児施設	58	6.9
児童養護施設	73	8.7
乳児院	18	2.1
その他の児童福祉施設	10	1.2
学校寄宿舎	7	0.8
病院等医療機関	30	3.6
その他	25	3
不明	114	13.5
計	843	100

●入所前の生活の場は家庭が60.3%と最も多いが、児童養護施設と乳児院を合わせて1割弱が障害児入所につながっている。

## (2) 入所の理由

グラフ2



●保護者の養育力不足、虐待、養育放棄の傾向は続いている。発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育ての孤独感、心理的葛藤も含めての支援策の必要性を表している。

## (3) 虐待による入所の状況

表10 虐待による入所数

	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
男	156	184	223	205	199	200	223	229	247	243	194	2,303
女	128	152	156	119	131	168	150	151	151	151	174	1,631
計	284	336	379	324	330	368	373	380	398	394	368	3,934

●全体の入所児童の減少にもかかわらず、被虐待児は確実に一定の割合を占めている。

表11 平成25年度被虐待入所児童の内訳

	児相判断	25年度被虐待児加算認定児童の数 190人
男	194	
女	174	
計	368	※368人のうち、契約により入所の児童47人

表12 虐待の内容(※重複計上)

		計	入所数 比	身体的 虐待	性的 虐待	ネグレクト	心理的 虐待	その他
25年	人数	368	43.7	108	31	186	35	8
	%	100		29.3	8.4	50.5	9.5	2.2

## 6. 進路の状況

表13 25年度退所児童の進路(生活の場)

		人数	%
家庭	措置	116	30.2
	契約	141	29
他の障害児施設	措置	32	8.3
	契約	30	6.2
他の児童福祉施設	措置	10	2.6
	契約	2	0.4
障害者支援施設	措置	72	18.8
	契約	172	35.4
グループホーム	措置	106	27.6
	契約	87	17.9
宿泊型自立訓練	措置	18	4.7
	契約	11	2.3
企業の寮等	措置	3	0.8
	契約	0	0
アパート等単身生活	措置	3	0.8
	契約	3	0.6
病院	措置	5	1.3
	契約	6	1.4
その他	措置	13	3.4
	契約	17	3.5
不明	措置	6	1.6
	契約	17	3.5
計	措置	384	100
	契約	486	100

●退所児童の進路(生活の場)で最も多かったのが「家庭」であった。前回の調査は「障害者支援施設に入所」が最も多かった。

## 8. 家庭の状況

### (1) 家庭の状況

表14 家庭の状況

両親世帯	人数	2,355	42.8
	うち措置	850	
母子世帯	人数	1,846	35.5
	うち措置	1,037	
父子世帯	人数	732	13.3
	うち措置	322	
兄弟	人数	68	1.2
	うち措置	25	
親戚	人数	134	2.4
	うち措置	75	
未成年後見	人数	26	0.5
	うち措置	19	
成年後見	人数	23	0.4
	うち措置	0	
その他	人数	178	3.2
	うち措置	124	
兄弟姉妹で入所	世帯	210	
	うち措置	133	
	人数	592	10.8
	うち措置	386	
在籍児童の総数	人数	5,506	100

- 世帯別の措置率をみると母子世帯 56.2%、父子世帯 44.0%、両親世帯 36.1%と、一人親世帯に措置が多くなっている。

## 9. 行動上の困難さの状況

表15 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月一回	75	380	6.9
	週一回	148	1,377	25.0
自傷行為	月一回	100	307	5.6
	週一回	141	726	13.2
他傷、他害	月一回	113	490	8.9
	週一回	136	762	13.8
奇声	月一回	63	206	3.7
	週一回	142	805	14.6
無断外出	月一回	73	178	3.2
	週一回	36	119	2.2
器物破損等激しい破壊行為	月一回	109	310	5.6
	週一回	96	331	6.0
著しい騒がしさ	月一回	54	167	3.0
	週一回	104	527	9.6
多動・飛出し	月一回	71	184	3.3
	週一回	121	583	10.6
寡動	月一回	31	47	0.9
	週一回	66	124	2.3
徘徊・放浪	月一回	24	49	0.9
	週一回	69	239	4.3
盗癖	月一回	77	180	3.3
	週一回	66	149	2.7
性的問題	月一回	77	207	3.8
	週一回	44	131	2.4
異食	月一回	63	164	3.0
	週一回	117	441	8.0
弄便	月一回	57	120	2.2
	週一回	116	417	7.6
弄火	月一回	10	13	0.2
	週一回	2	2	0.0
睡眠の乱れ	月一回	67	177	3.2
	週一回	98	287	5.2
寡黙	月一回	14	20	0.4
	週一回	33	63	1.1
その他	月一回	7	34	0.6
	週一回	12	49	0.9
在籍児童の総数			5,506	

- 週1回の頻度では、「強いこだわり」1,377人(25.0%)、「奇声」805人(14.6%)、「他傷、他害」762人(13.8%)という結果となった。

〔 職員の状況 〕

1. 児童と直接支援職員の比率（最低基準 4 : 1）

表16 定員:直接支援職員の比率

定員: 職員	～1:1	～1.5:1	～2:1	～2.5:1	～3:1	～3.5:1	～4:1	～4.5:1	無回答	計
施設数	6	17	28	54	33	15	8	3	3	167
%	3.6	10.2	16.8	32.3	19.8	9	4.8	1.8	1.8	100

●職員一人に対して、児童 2～2.5 人以下が最も多く、次いで職員一人に対して 2.5～3 人以下となっている。

〔 施設運営・経営の課題 〕

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

表17 平成26年度の加算認定状況

	施設数	%
1. 児童発達支援管理責任者配置加算	141	84.4
2. 職業指導員加算	59	35.3
3. 重度障害児支援加算	130	77.8
4. 重度重複障害児特別加算	33	19.8
5. 強度行動障害児特別加算	11	6.6
6. 幼児加算	2	1.2
7. 心理担当職員配置加算	36	21.6
8. 看護師配置加算	80	47.9
9. 入院・外泊児加算	120	71.9
10. 自活訓練加算	16	9.6
11. 入院時特別支援加算	26	15.6
12. 福祉専門職員配置等加算	138	82.6
13. 地域移行加算	12	7.2
14. 栄養士配置加算	114	68.3
15. 栄養マネジメント加算	39	23.4
16. 小規模グループケア加算	18	10.8
17. 福祉・介護職員処遇加算	97	58.1
18. 福祉・介護職員処遇改善特別加算	8	4.8
施設数	167	100

## 2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の計画

### (1) 障害者支援施設の指定状況

表18 障害者支援施設の指定

受けている	113
受けていない	42
無回答	12
計	167

表19 今後の方針

児童施設として維持する	106
障害者支援施設を併設する	29
障害者支援施設に転換する	14
無回答	18
計	167

## 3. 児童相談所との関係

### (1) 児童相談所との連携

表20 児童相談所との連携

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で実施している	41	24.6
定期的に児童相談所を訪問して協議している	19	11.4
不定期であるが児童相談所を訪問して協議している	48	28.7
特に行っていない	44	26.3
不明・無回答	15	9
施設数	167	100

- 契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできない。

## 4. 契約利用児への対応

### (1) 利用者負担金の未収状況

表21 利用者負担金の未収状況

	計
25年度未収人数	735
施設数	62
25年度未収額	43,251
うち24年度未収人数	368
施設数	50
うち24年度未就学	30,076

(未収額: 単位千円)

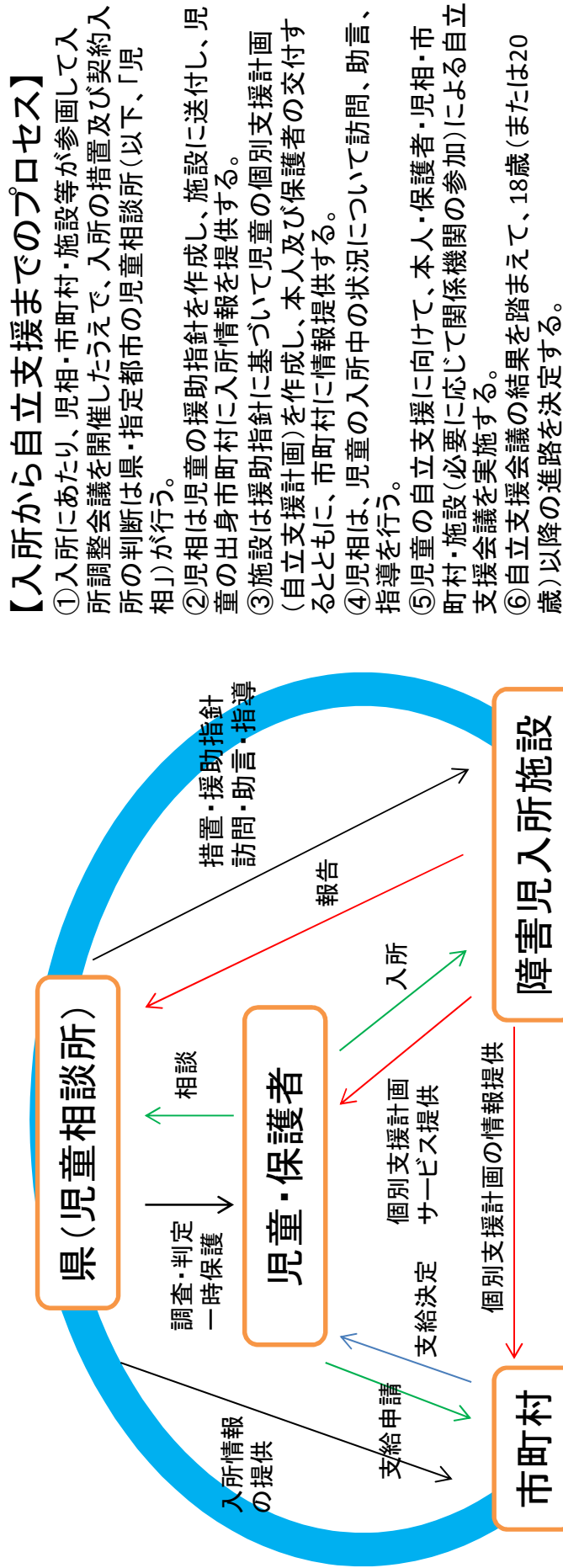
- 利用者負担金の未収状況(表21)は、25年度の未収が62施設735人(うち24年度未収人数は368人)となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があると思われる。



# 自立支援システムの構築

## 資料2

- ・児童福祉法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、制度の枠組み変更により支援の連続性が分断されないように、障害児施策から障害者施策にスムーズにつなぐ仕組みが必要。18歳（又は20歳）以降、利用者が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用等を行えるよう自立支援を行う。
- ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化、自立支援協議会の有効活用、特別支援学校との連携等の仕組みの構築が必要。
- ・入所判断は県（児童相談所）に残しつつ、退所後の自立支援を見据えて市町村が入所直後から関与するシステムを構築する。



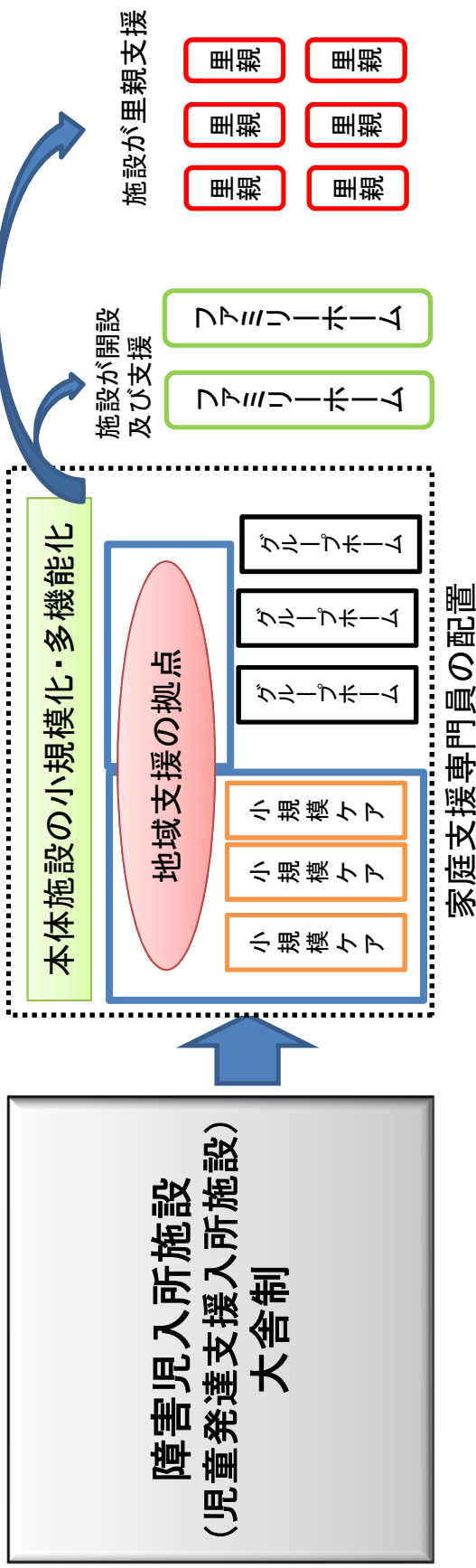
**障害児自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設**  
施設退所後、一定期間小集団による共同生活と自立支援を行う

自立支援会議の実施責任者は児相とし、児童本人・保護者・市町村・施設の出席は必須とし、必要に応じて特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関の協力を得て開催する。

# ～小規模ケア・地域分散化の推進～

## 資料3

- ・障害児入所施設の入所児童は、重度・重複障害、行動障害、発達障害、発達障害、虐待等多様な状態像を示しており、子どもの豊かな成長のためには、個々の状態像に応じたいねいな暮らしの場を提供していくことが必要である。
- ・平成23年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設の小規模ケア化、地域分散化を推進する上での課題に関する調査」においては、先進的な施設の実践から、子どもたちの豊かな成長・発達のために「小規模な居住形態での暮らし」が有効であるとの報告がなされている。
- ・この調査報告を受け、平成24年度からは「小規模グループケア加算」が創設され、小規模グループケアに取り組む施設も徐々に増えてきた。
- ・今後の障害児入所施設の方向性として、小規模グループケアを推進するとともに、地域小規模障害児入所施設（グループホーム）の創設や、ファミリーホームや里親の活用等、より家庭に近い環境での暮らしの場を提供する方向性を明確に打ち出すべきである。



- \* 今後の施設の建て替え時は小規模グループケアの実施を原則とし、グループホームの創設による施設の小規模化も進めていく。
- \* 本体施設は地域支援の拠点としてグループホームの運営、ファミリーホームや里親の支援も行う。
- \* 障害児入所施設への入所判断は、他の児童福祉施設との整合性を図る観点から、児童養護施設の入所要件と同様の要件を満たす場合は原則措置入所とし、有期限・有目的の利用のみ契約で利用できるものとする。

# 障害児入所施設の今後の在り方について

## 資料4

(公財)日本知的障害者福祉協会

### ○児童福祉法改正後の在り方 ～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立(地域生活移行)のための支援を充実。

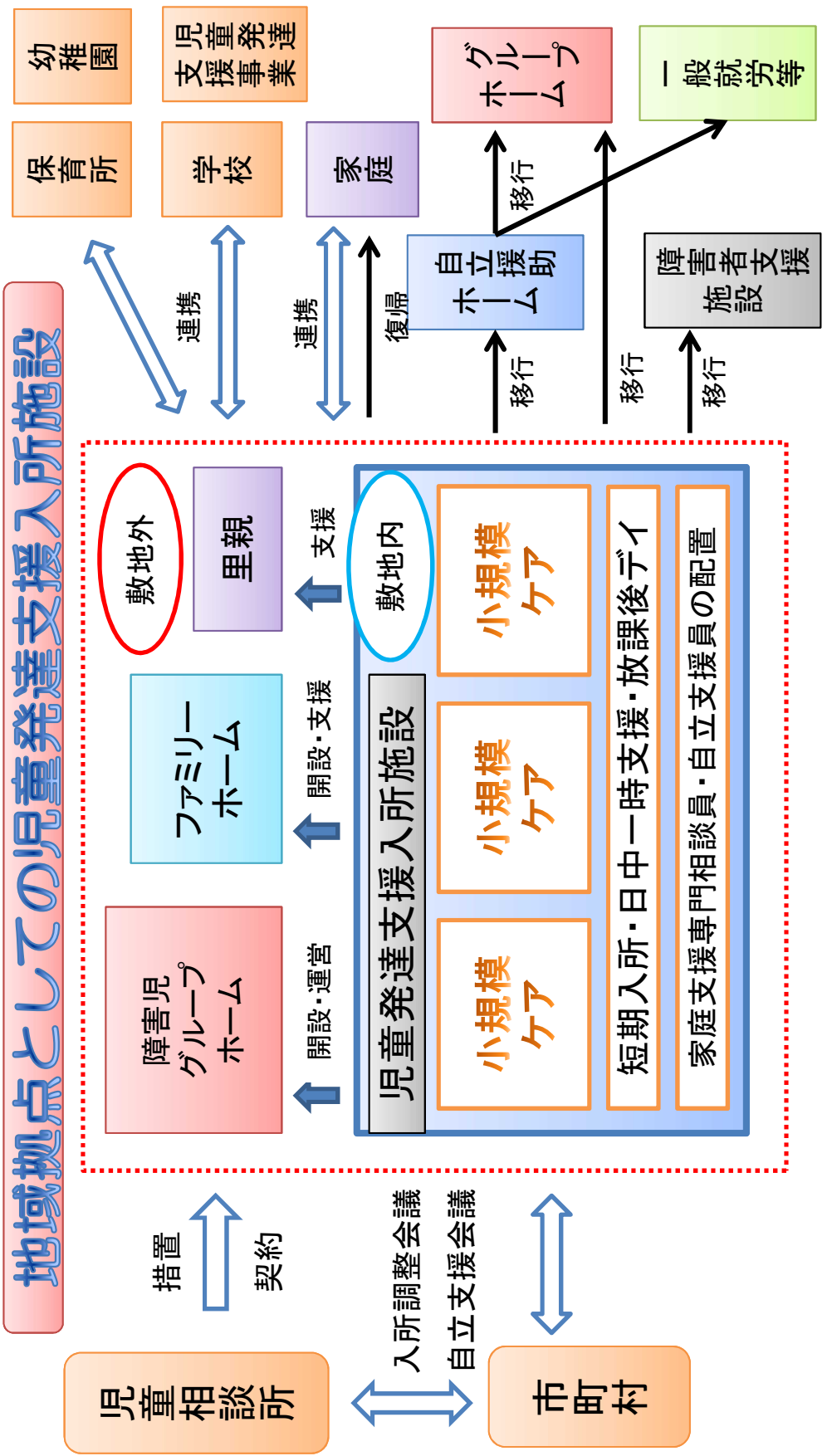
重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援や18歳以上の者は障害者施策(障害福祉サービス)で対応することになることを踏まえ、自立(地域生活移行)を目指した支援を行うものとされた。

### ○障害児入所施設の機能と課題

社会的養護機能		発達支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、虐待等により、環境上保護を要する児童への生活支援(生活保障)を行う。</li> <li>・「家庭から離れざるを得ない子ども、家庭から離さざるを得ない子ども」を家庭に代わって育てる場</li> </ul>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模グループケアの推進</li> <li>・地域小規模障害児入所施設(グループホーム)の創設</li> <li>・家庭支援専門相談員の配置</li> <li>・ファミリーホームや里親委託についての検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児等多様な状態像の児童に対する発達支援を中心とする専門的支援機能</li> </ul>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な状態像を示す児童に対応するハード面の整備や専門性のある人材の育成、療育技術の向上が課題。</li> </ul>
自立支援機能		地域支援機能	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、障害児施設は「完全通過型施設」となった。18歳(又は20歳)以降、入所児童が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用などを円滑に行えるように自立支援を行う。</li> </ul>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化等自立支援システムの構築が必要。</li> <li>・入所の初期段階から市町村を関与させる仕組みを構築する</li> <li>・自立援助ホームの創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、居宅介護、行動援護等の在宅サービスを実施し、在宅障害児及びその家族を支援する。</li> <li>・入所施設の機能を地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点としての役割を果たす。</li> </ul>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援機能を地域の障害児やその家族が有効に活用し、地域での生活を維持していくためには相談支援機能の充実が必要</li> </ul>

# 障害児入所施設（児童発達支援入所施設）の将来像のイメージ図

- ・障害児入所施設（児童発達支援入所施設）は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。
- ・入所機能は、本体施設を小規模ケア化するとともに、グループホームやファミリーホームの開設・運営・支援、里親支援等の機能を持つものとする。
- ・児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



## 全国児童家庭支援センター協議会提出資料



# “子どもの最善の利益”の視座から提案する 親族里親制度の積極活用と通所措置制度の創設

全国児童家庭支援センター協議会 会長 小木曾 宏  
同 副会長 橋本 達昌

## 1. 児童家庭支援センター設置運営の目的と主体

児童家庭支援センター（以下：児家セン）は、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めた者とする。（児童家庭支援センター設置運営要綱より）

さらに2011年、「里親委託ガイドライン」において里親委託優先の原則が明示され、同要綱にも「里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う」という文言が追加された。

## 2. 児童家庭支援に寄せられる期待と目標達成のために

『2019年末までに児家セン設置数、340か所（少子化社会大綱）（2015.3.20）』と示された目標値は、児家センに対する大きな「期待」である。しかし、現時点で112か所（2016.4.1現在）という「数値的乖離」をどのように埋めていけるかが大きな課題である。さらに地域子育て相談機関が他にも存在する中で、児家センの重要性・独自性を明確に打ち出すことが必要である。実際に児家センの独自性を明確にしていくためには、新たな相談事業にチャレンジしていく必要がある。その前提として、児家センが、関係機関と連携し、都道府県、市町村、児童相談所に積極的にアプローチしていくことが求められる。

また里親支援の具体的な展開など、新たに配置された里親支援専門相談員とも協力して、里親制度の啓蒙・啓発、里親認定研修、未委託里親研修、里親サロンの実施等を積極的に行っていくことが必要である。

さらに児家センのアフターケア（在宅支援）の役割も重要であり、児童相談所と連携を図り一時保護解除、措置解除後の「指導委託」を積極的に行っていく必要がある。そのためには、こちらから「指導委託」の意義、目的を児童相談所に伝えていくことも検討している。



### 3. 基礎自治体との協働が進んでいる児家センからの提案

#### 提案①「親族里親の積極活用」

福井県越前市では、離婚後、ひとり親世帯となった母親が子どもを連れて実家に戻り、実質的には70歳代の祖父母が養育を担っているというケースが散見される。(ちなみに、かような生活実態は、市が自ら所管する「子どもの学習支援事業」や「子ども食堂」等、子どもの貧困対策事業を実施している過程で得られる情報＝恒常的な関わりを有する地域自治組織やNPOから寄せられる風聞＝により捕捉されることが多いが、この情報収集力は市の強みといえよう。)

そこで同市内に所在する「児童家庭支援センター 一陽」(里親支援専門相談員・臨床心理士)は、親族里親となっている祖父母の養育相談に応えたり、長年引きこもり状態にあった里子青年(支援スタート時16歳)に対しカウンセリングを施したり、家族全体にかかる各種申請書等の書き方指導や諸手続きの代行実務を請負ったり等、様々なファミリーソーシャルワークを展開し、当該里子青年の自立を支援した。なお本ケースでは、青年が実家を離れ県外において独立した現在においても、児家センとして自主的にアフターケアを継続している。

このような事例を鑑みると今後、親族里親家庭に対し、心のケアを含めた寄り添い型支援、及び地域を縦横無尽に駆け巡るコミュニティ包摂型支援が有効であり、これこそ(組織の柔軟性、支援の迅速性や多様性、継続性、さらには地域との濃密なネットワーク力を有する)児家センの特技としていくべきであろうと考える。しかし児童相談所及びその担当者によっては、親族里親の認定や活用に対し慎重姿勢を貫く状況も見受けられる。本制度の積極認定・活用に期待したい。

[参照:資料①社保審議事録…残念ながらこの議論が未だ実効化していないということである。]

#### 提案②「通所措置制度の創設」

越前市(人口83,000人)は、平成25年度より市民からの多岐にわたる児童家庭相談にワンストップで応じる「子ども・子育て総合相談室」を設置している。同室のファミリーソーシャルワークの力量は、同規模の自治体に比し非常に充実しているが、その豊富な実践経験からは、市町村に権限(措置権)がないことの問題点が指摘されている。つまり市町村の支援体制が充実すればするほど、児童相談所との二重行政的ジレンマが生じているのである。

市担当者は、「(多くの自治体において、)権限の無い所には、人の配置もなく、財源もないのは当然であり、このことが平成16年の児童福祉法改正後も多数の市町村において、児童家庭相談支援体制が充実しなかった理由の一つであろう。」と指摘している。さらに「(児相と同権＝入所措置権＝までは求めないが、)市町村によるファミリーソーシャルワーク力を高めていくためには、せめて子育て短期支援事業の延長線上に位置するような“児童養護施設通所措置権”を新設し、これを市町村にも付与してほしい。」と要望している。

なお仮に児童養護施設通所措置制度が創設されれば、市町村と児家センの協働は一層加速するであろうし、保護者と施設、学校・保育所、市要対協等との関係調整業務が、児家センの主要な業務となっていくものと予測される。

- ※ そこで例えば児童養護施設への通所措置権が創設されれば、今後、どのような支援が可能となるのか?…全児童養護施設に児家センが標準装備されることを前提として、以下に支援例を示したい。
- ・小学3年生のA児(母子家庭)に関し、学校から「三週間お風呂に入っていない。この間、欠食も見られる。」との通報が入る。市の調査により直ちにネグレクトと判定され、A児についてB施設への通所措置及びC児家センへの指導委託措置が決定。※毎週月、水、金曜日が施設通所日となる。
- ・C児家センの職員が、放課後、小学校にA児を迎えに行き、施設に送り届ける。B施設は、A児に宿題指導や生活指導を行い、夕食や入浴機会も提供する。(なおA児にかかる食費等、必要経費は、通所措置費により賄う。)毎回、午後9時頃にはA児の母が施設に迎えに来る。
- ・毎週日曜日、C児家セン相談員が家庭訪問し母と面談、親子関係や生活困窮状況を確認する。翌日、同相談員はA児と母の現況を施設と小学校に報告するとともに、(さらなる関係機関連携を視野に)



今後のA児及び母に対する在宅支援・家庭支援のあり方を市要対協実務者会議にて協議する。

最後に、地域における子ども虐待等の＜予防＞＜支え＞機能、さらに「アフターケア」機能を＜つなぐ＞役割が地域に必要ではないか。その役割を担えるのが、児家センであるとする。

## ＜資料①＞

# 2011年10月31日 第36回社会保障審議会児童部会議事録

雇用均等・児童家庭局

- 日時 平成23年10月31日（月）15：00～17：00
- 場所 経済産業省別館1014号会議室
- 出席者 大日向部会長 秋田委員 石津委員 大澤委員 奥山委員  
小杉委員 榊原委員 佐藤委員 林委員 宮島委員 矢藤委員
- 議題 最近の児童行政の動向について

### （以下、親族里親に関する関連質疑・回答を抜粋）

#### ○林委員

親族里親要件の見直しのことです。これは多分、東北の震災への対応ということが非常に大きくて、手当支給のために直系血族でないおじ・おばを養育里親に包括するということがあったと思います。里親委託率を増加させていくという方向性の中で、親族里親の委託率を高めていくという方向性も非常に重要ではないかと感じております。それは恐らく、おば・おじが養育里親に含められたことで、当事者を二分してしまうような側面があると思います。つまり遠くの親族よりも近くの知人・友人というものが受け皿になる場合もあるかと思っております。そういう中で、親族里親の要件が、今ですと行方不明や死亡などに限定されているのですが、その要件を緩和する、あるいは民法上の扶養義務ということであれば、果たして虐待を受けた子どものケアをすることまで民法上という扶養義務の範囲内に想定すべきなのかという辺りも、法律学者によってもかなり意見が異なるところです。そういうことを含めまして、むしろ、親族里親の委託率を増加させるために養育里親に出すのではなくて、親族里親の拡大を目的とした要件緩和という方向性を考えていただけないかということが、一部の当事者を含めてかなり声が出ています。ご配慮いただけたらと思います。以上です。

#### ○大日向部会長

では、矢藤委員と林委員のご質問・ご意見についてお答えいただけますでしょうか。

#### ○高橋家庭福祉課長

親族里親につきまして、ご意見をいただきました。親族里親の要件拡大につきましては、今年の4月に議論しまして、6月の省令改正で一部拡大しております。これまでは死亡や行方不明、収監されたとか非常に限定的な感じでありましたのを、病気の場合などで親族が引き受けなければ施設措置を余儀なくされるような場合に適用できるということで、4月の里親委託ガイドラインや実施要綱改正。その後、それを省令で6月の改正で反映するなど一部拡大、適用しております。これは都道府県によりまして非常に適用の姿勢に差がありまして、積極的にやっている自治体と親族里親は基本的にやらないという自治体があります。親族が養育するのが当然ということで、それに現金を出すような親族里親はやらないというような県もあります。そういう意味で、積極的に使うようなことでのガイドラインの改正などを行ったところでありまして、ご指摘のように親族里親を積極的に活用している国もあるということでもありますので、そこの活用もしてまいりたいと思っております。



## 公益財団法人全国里親会提出資料



## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会におけるヒアリング (10・21金)

改正児童福祉法は、子ども権利条約の理念を導入したが、法の理念を現実化するためには、特に社会的養護の家庭養育に関しては、国全体として重点的に取り組む必要がある。

### 1 養育里親を増やすことを最重要施策とすること

- 改正法では、児童が良好な家庭的環境で養育されるために必要な措置を講じなければならない等の規程が明記されたが、養育里親が足りない等十分なマッチングできる現状ではない。
- 養育里親を増加させる対策を国として実施する必要がある。  
児相が委託したくても、適当な里親がない。
- 里親制度と養子縁組制度との違いが明確になるように留意する必要がある。
- 国は地方公共団体（以下県等という）が十分に取り組むことができるための措置を講ずるあらゆる対策を検討してほしい。  
県等レベルで児童福祉部門以外の総務・財政部門が児童福祉法の理念が具現化できるような対策が必要である。  
例えば、里親委託率が例えば20%を超えている県等には地方交付税を増額するような(補正率の変更) 対策、補助事業の県等の負担を減ずるための対策を行い、県等が改正児童福祉法の理念を実現しやすくするための財政支援が必要である。
- 里親の啓発、募集等の事務は、数少ない児童相談所ではなく市町村が行うべきであり、早急にその仕組みを検討する必要がある。

### 2 里親支援事業の拡充・徹底 (H29 創設)

- H29 から実施される里親支援事業は、現行の支援機関事業が徹底されていないことから、地方里親会を活動拠点とする等、対象事業や補助額等を含めて、地方において取り組むべき方策を検討すべきである。
- 国の補助率を上げる等地方で予算化しやすい方法を検討すべきである。
- 里親支援事業を社会福祉法上の第二種事業とし、補助事業ではなく義務的経費措置費事業（里親会活動事業を含む。）について検討できないか。
- 施設委託児童は、45人定員で FSW、個別対応職員、心理職員、看護師等が加算されるが、里親委託児童も施設入所児童と同じ程度の支援（委託児童45人に1か所の里親支援事業）を行うべきである。
- 里親・子支援の充実なくして、里親制度の拡充はあり得ない。里親制度が維持できないところに近づいている。欧米の失敗を日本で繰り返さないようにすることが大事である。
- 実親が利用しやすい里親制度にする必要がある。実親の子育て機能を里親が補完するなど里親と実親が共に子どもを養育していくシステムを検討すべきである。
- 里親制度担当者に対する研修を実施して欲しい。

### 3 乳幼児委託について

国は女性が今後さらに社会進出し就労する方針を掲げ各種施策を展開している。

今後、里親の登録者を増加させるにあたり共働き者を前提にした制度の充実が必要である。

- 養育里親への乳幼児委託の依頼は、児相からある日突然にやってくる。共働きの里親は仕事をやめるか続けるかの選択を迫られる。乳幼児委託を推進するために、養育里親が容易に育児休暇制度を活用できるようにすべきである。

- 保育園の利用が優先的に可能となるようにする。特に年度途中で受託する場合の優先的利用が可能となるようにすること。
- 乳幼児委託を推進するため、児童相談所、乳児院等との強力な連携を図り、新たな事業を検討する必要がある。
- 里親委託は実親の抵抗が強いことから、「里親」の名称変更だけでなく、実親支援、特に心理的な支援が大切な課題である。

#### 4 職業里親制度についての検討

- 里親委託を行いたくても適当な養育里親がないことが現状である。里親委託の停滞を打破するためにも、職業里親制度を検討すべきである。

#### 5 里親の人材育成について

里親自身もいつまでもボランティア精神を振りかざすのではなく、意識改革が必要である。里親の養育への知識や理解を深めるなど質の向上も図る必要がある。

里親の専門性を向上させるための研修費用は、ほとんど自費となっているので、里親委託手当に研修費等を加算する。

#### 6 子どもの意見表明権が児童福祉法に条文に明記されたが、家族再統合、面会、委託変更時などに里親の意見を表明できるようにする。

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会提出資料





## 新たな社会的養育の在り方についての意見

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会  
会長 ト 蔵 康 行

制度化から8年目を迎えたファミリーホームの現状と課題を踏まえ、以下の通り意見を申し上げます。

ファミリーホームの理念の明確化、家庭養護としての位置づけの中で、“ファミリーホームは里親の大きくなったもので施設の小さくなったものではない”とされた。しかしながら、現実には、そうはいきれないホームが、特に法人によって開設されたホームの中に散見される。ファミリーホーム＝家庭養護という図式は、全てにはあてはまらなくなっている。里親とともに家庭養護の拡充へ向かうために、里親制度とファミリーホーム制度は、一体的に考える必要がある。

- ① 課題と将来像では、将来的に1,000か所という設置目標が掲げられているが、里親や施設職員経験者による個人のホーム開設は大幅な増加は見込めず、児童養護を中心とした施設による開設の拡充が前提となっている。しかし、制度化当初から、施設がファミリーホームを開設したときの地域小規模児童養護施設とファミリーホームの違いが不明瞭との指摘があり、現実的には、施設のにとっての利点は少ないのではないだろうか。もし、現状で施設によるファミリーホームの開設を進めていくなれば、ファミリーホームが家庭養護としての本来の姿から乖離するおそれがある。“施設が2か所のファミリーホームを持つ”ということについては、支援先として2か所持つことを前提に、職員独立型のファミリーホームを推進することが家庭養護としてのファミリーホームの理念にかなっていないのではないだろうか。一方で、夫婦型の地域小規模児童養護施設の中には、ほとんど家庭養護と呼べるホームがあるのも現実として存在する。

ファミリーホームの1,000か所という量的な目標については再検討が必要である。

- ② 法人型では、住居を用意し養育者が住み込みタイプのファミリーホームがあるが、例えば、高齢児を中心とした委託を受けての自立支援に注力するホームや、課題の多い子どもを補助者を複数配置して支援するなど、地域では欠かせない存在となっているホームがある。家庭養護か否かという形態を見るのではなく、支援の在り方を論じることが必要である。
- ③ 家庭養護の推進、拡充という方向を堅持することはもちろんであるが、里親とファミリーホームを合わせた全体としての推進という視点が必要である。里親制度

の充実なくしてファミリーホームの拡充はない。現行の里親類型の見直しや新設の検討が急務である。特に、専門里親制度は、委託の実態と合っていない。里親手当の充実も必要で、むしろ児童数の増加に合わせて加算を考えるべきである。子どもの委託数による区別という、ファミリーホームと里親制度の整合性を図ることが必要である。多人数養育の経験の上にファミリーホームはある。

- ④ ファミリーホームに委託される子どもは、被虐待児、障がいのある子どもなど課題のある子どもが多くなっている。また、中高生など委託時の年齢が高いのが特徴的とも言える。制度化時のような「夫は外に仕事があり、夫婦+補助者1名」という型では成り立ちにくくなっている。複数の補助者を配置するホームも多くなっており、24時間365日という毎日の養育に負担感は大きい。「常勤1+非常勤2」から「常勤2+非常勤1」という配置基準への変更をお願いしたい。また、家庭養護というならば、子どもへの支援という観点から、保育所の利用など里親に利用可能なサービスはファミリーホームにも認めていただきたい。
- ⑤ 参考資料のアンケート結果や児童養護施設入所児童等調査にあるように、ファミリーホームには、高齢児の割合が高い。子どもの進学希望に沿った支援を行い、一人一人確実の社会に送り出していくためには、進学への助成金等の新設を考えていただきたい。また、措置解除後の自立支援策の充実も不可欠であり、少なくとも22歳の年度末までは、支援を行う必要がある。加えて、進学し20歳以降もホームで生活する場合、委託児童を含め7人、場合によっては8人といった子どもがホームで生活することになり、負担は増加する。
- ⑥ 家庭養護の推進は、里親およびファミリーホームへの支援の充実と一体となって進めなければならない。児童相談所を中心とした里親・ファミリーホーム支援には限界がある。乳児院や児童養護施設のもつノウハウを活かした里親支援や他の里親支援機関による支援を期待したいが、そのためには、児童相談所の持つ機能を民間に移していくことが必要である。里親支援専門相談員による里親支援に地域格差が大きいのは、児童相談所の持つ支援機能をどこまで委ねるかという姿勢の違いによるところが大きい。

#### 【参考資料】

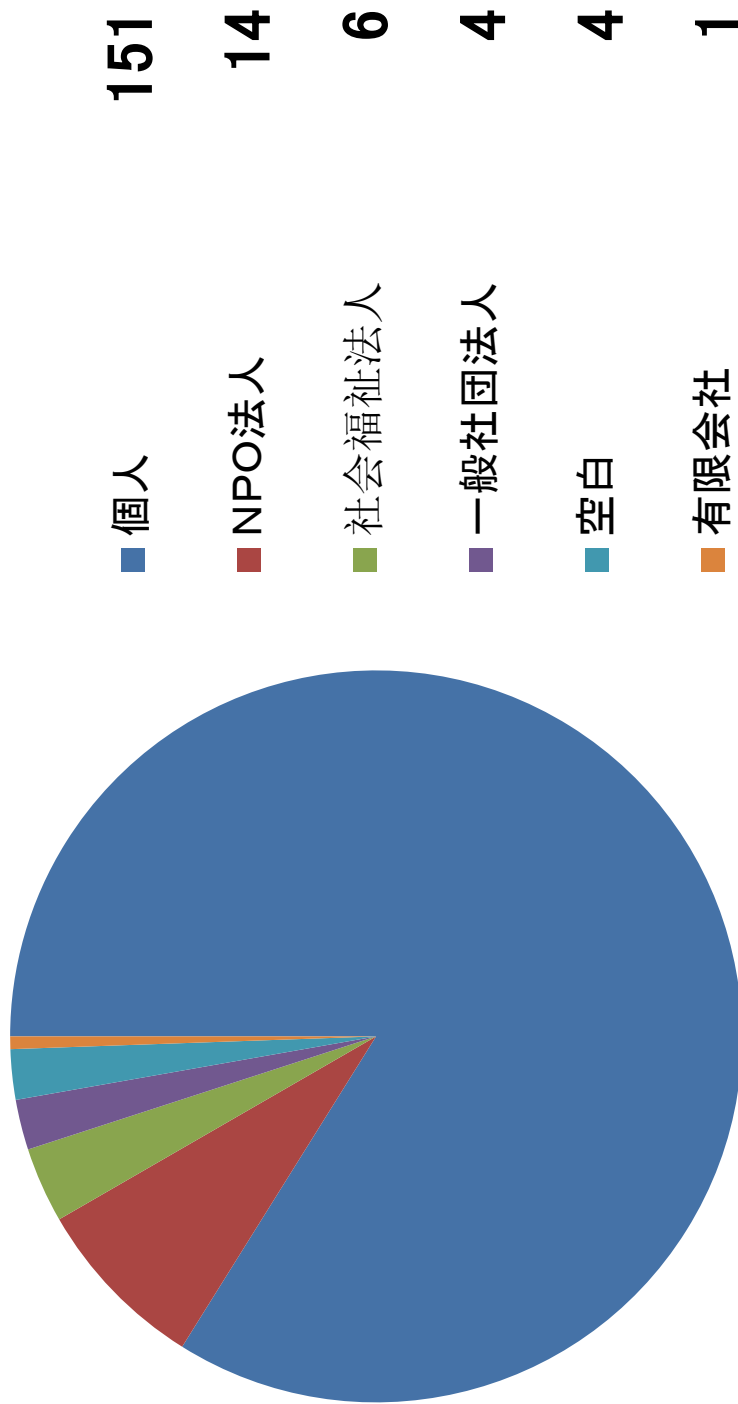
日本ファミリーホーム協議会事業調査委員会での実施のアンケート調査結果

## 日本ファミリーホーム協議会事業調査委員会 によるアンケート調査結果からの抜粋

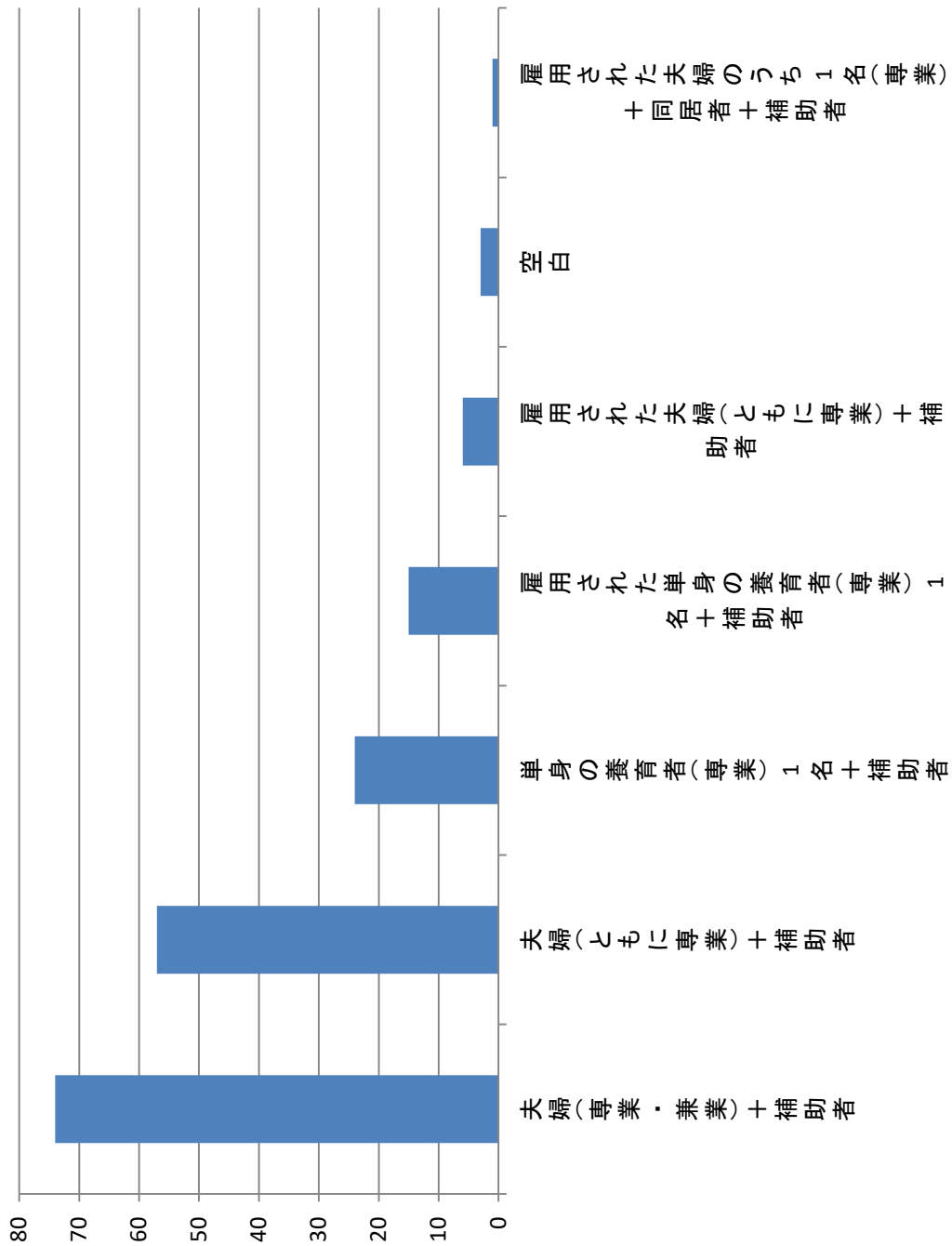
- 2015年12月実施  
会員230ホームに対し、180ホームから回答

# 【基礎調査】1.設置主体

設置主体

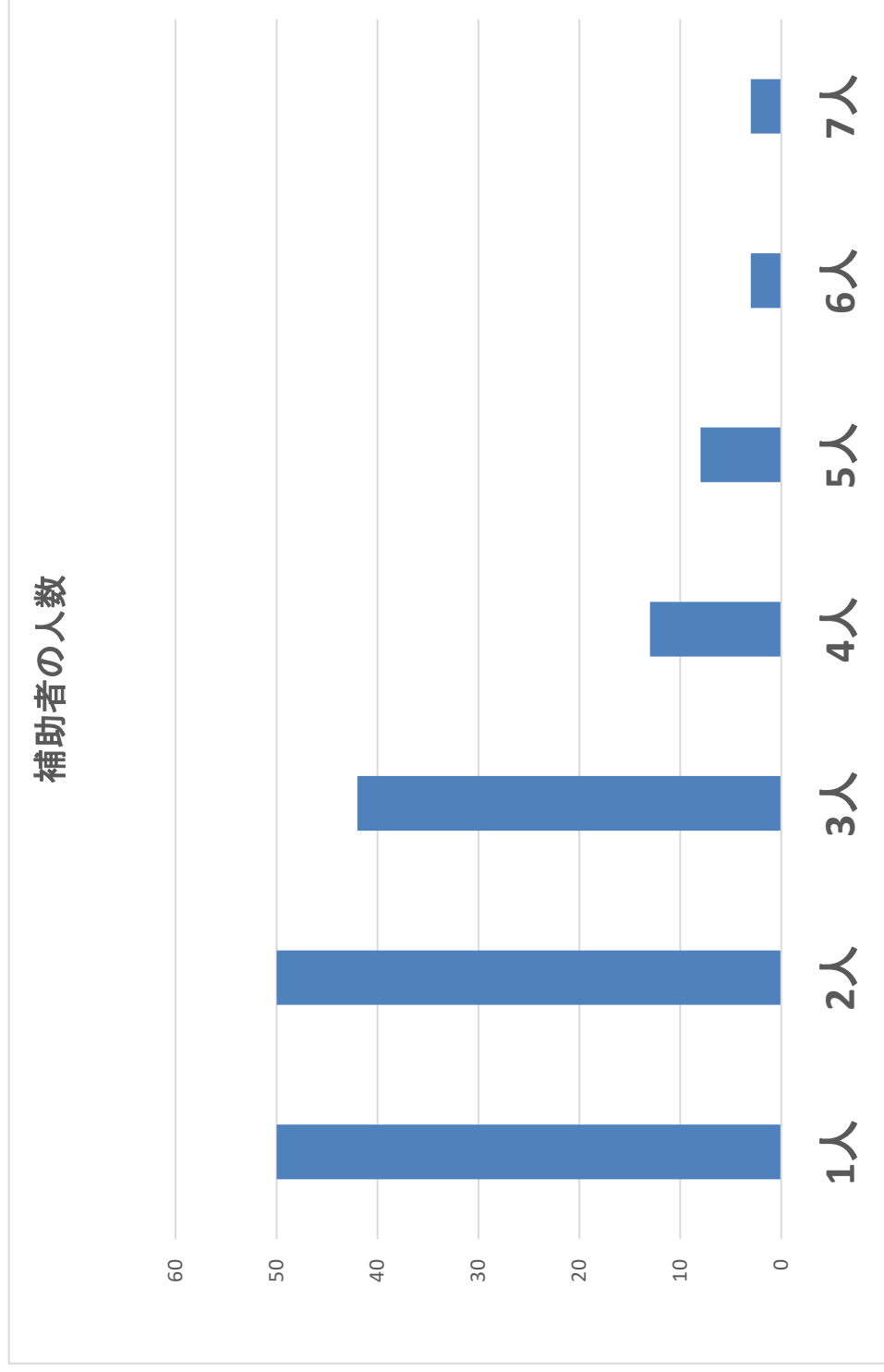


## 【基礎調査】2. 養育者



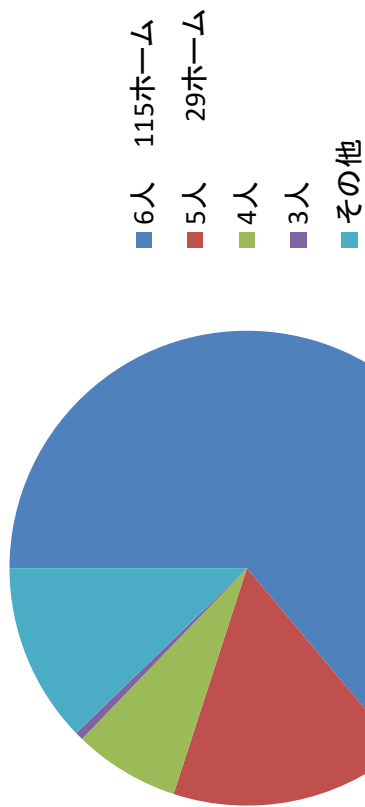
### 【基礎調査】3. 補助者の人数

- 1人と2人が同数で各50ホーム、次いで3人の42ホームとなっている。

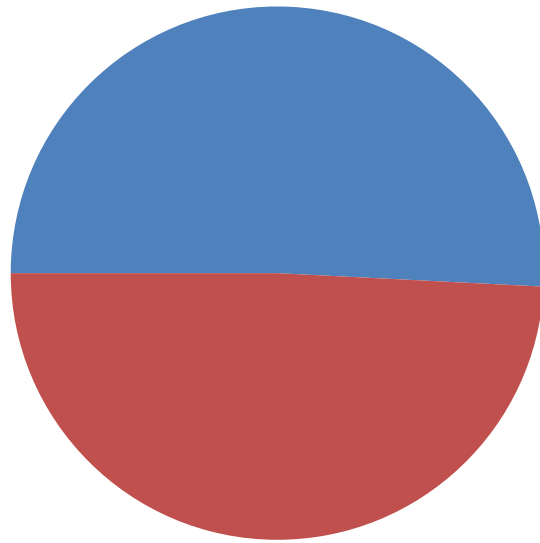


# 【基礎調査】4. 5. 委託児童について

## 委託児童数



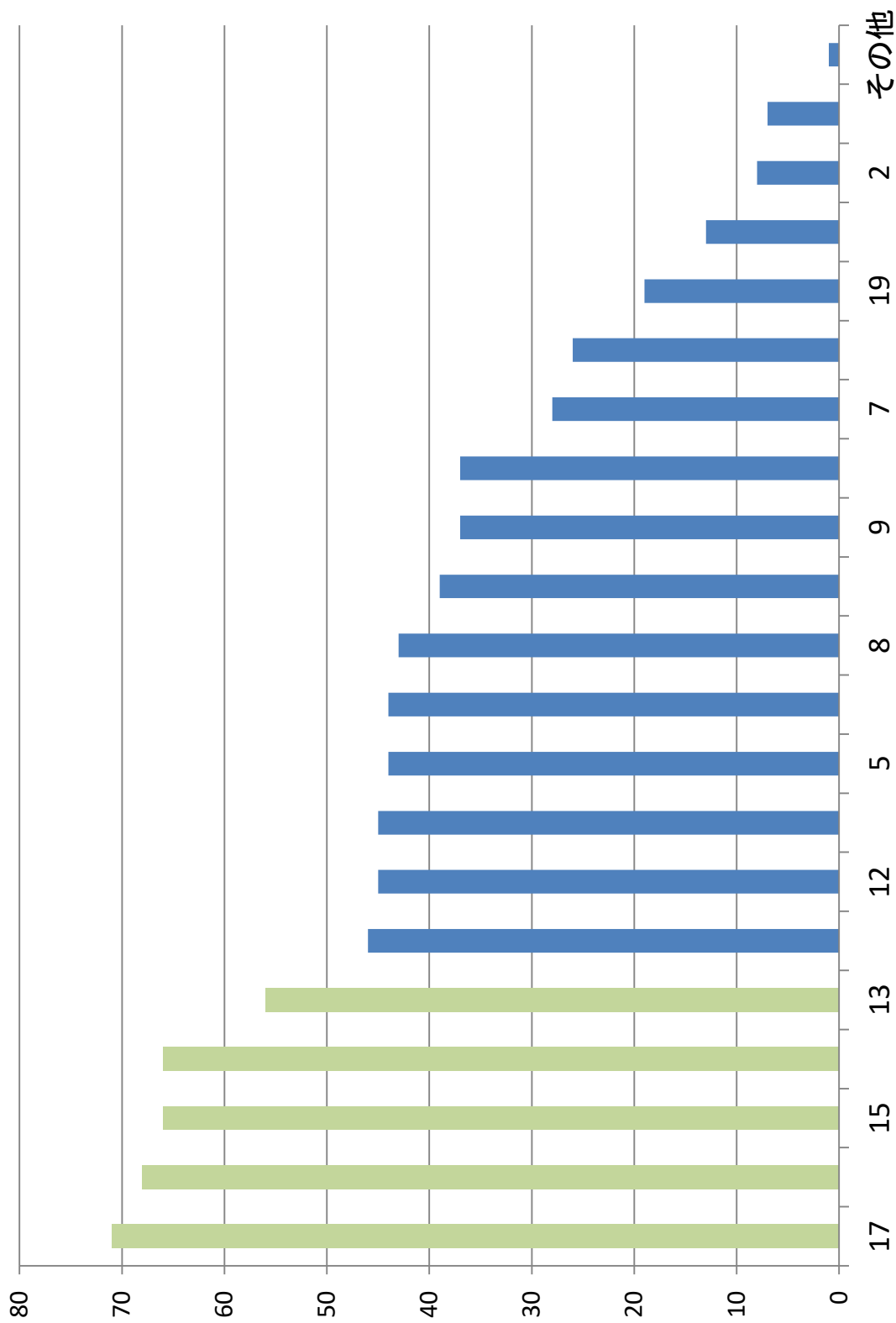
## 男女比



■ 男  
■ 女

# 【基礎調査】6. 年齢

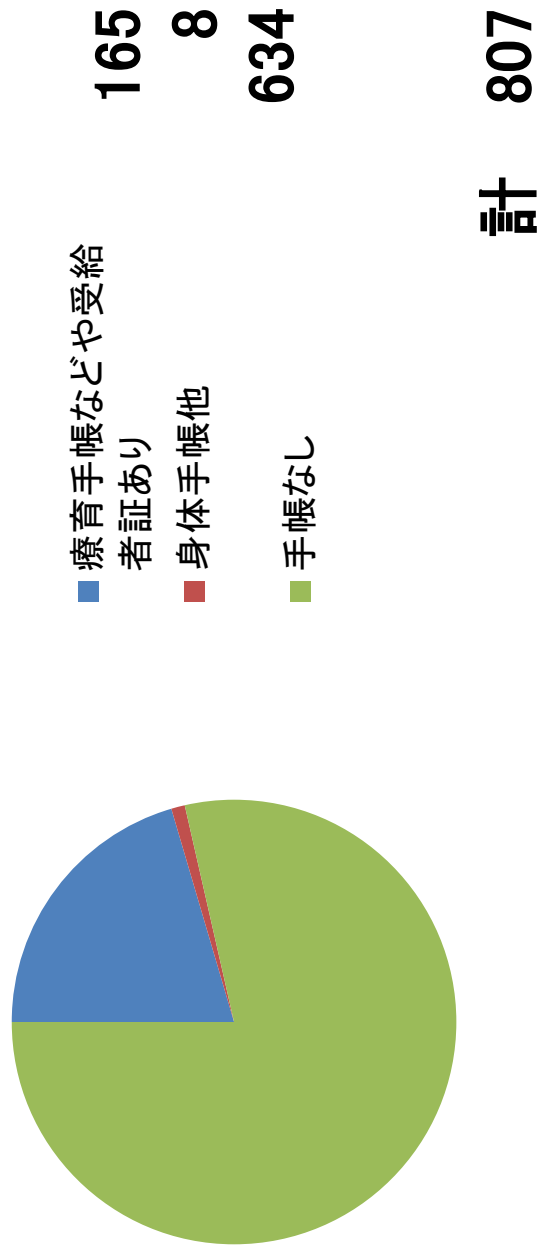
## 年齢別人数





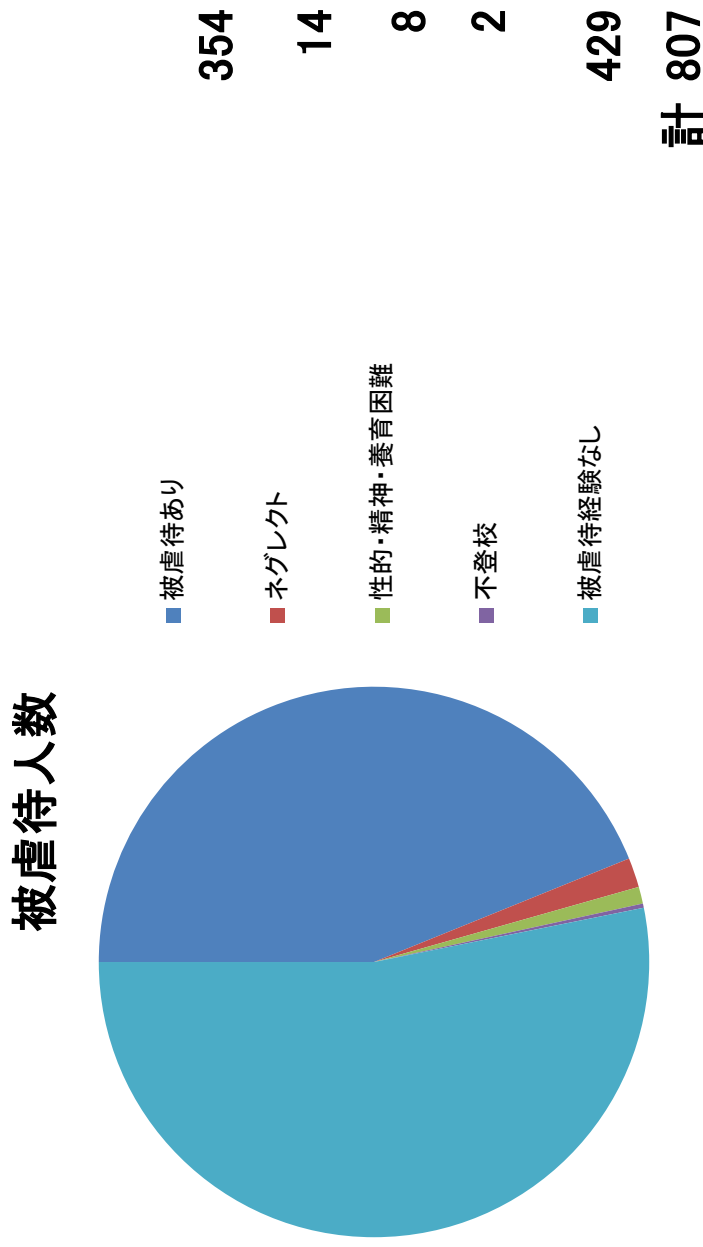
# 【基礎調査】7. 手帳及び受給者証

## 手帳など人数



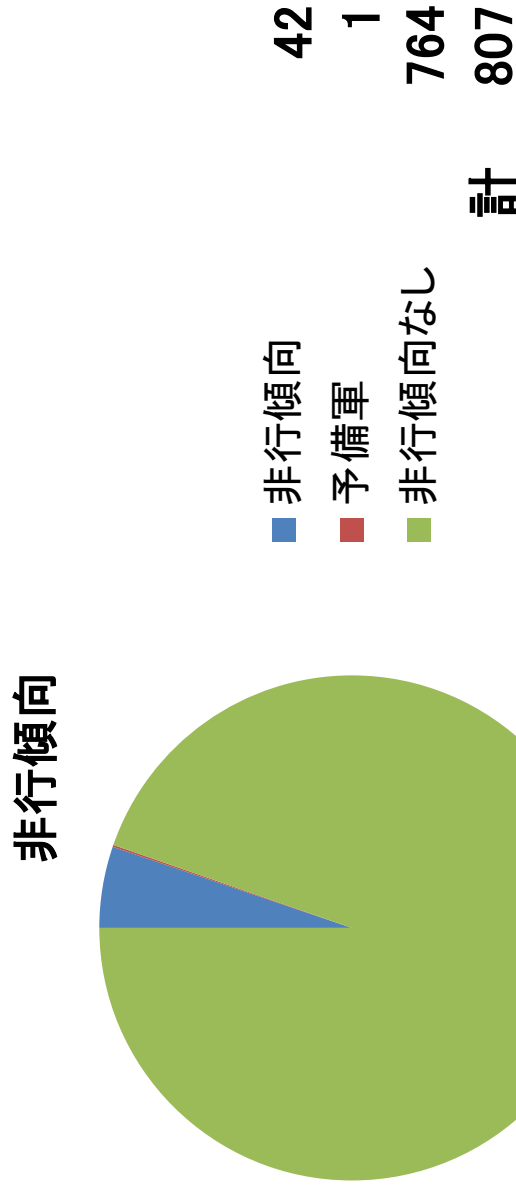
## 【基礎調査】8. 被虐待経験

被虐待経験ありと答えた人数は、合計すると378人(全体の46.8%)にのぼり被虐待児がほぼ半数いることを示している。



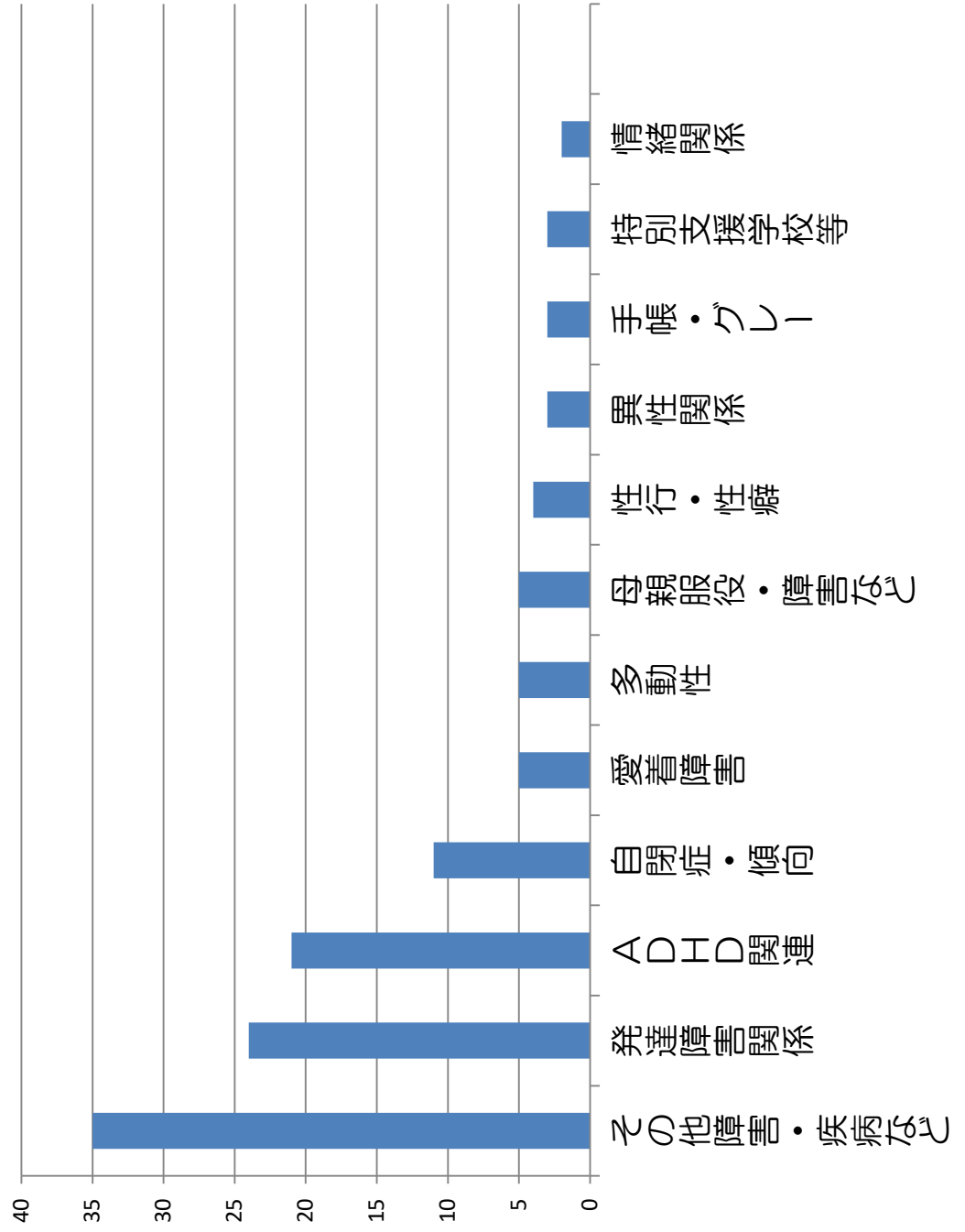
## 【基礎調査】9. 非行傾向

非行傾向を含めて43人  
(全体の5.3%)という結果だった。

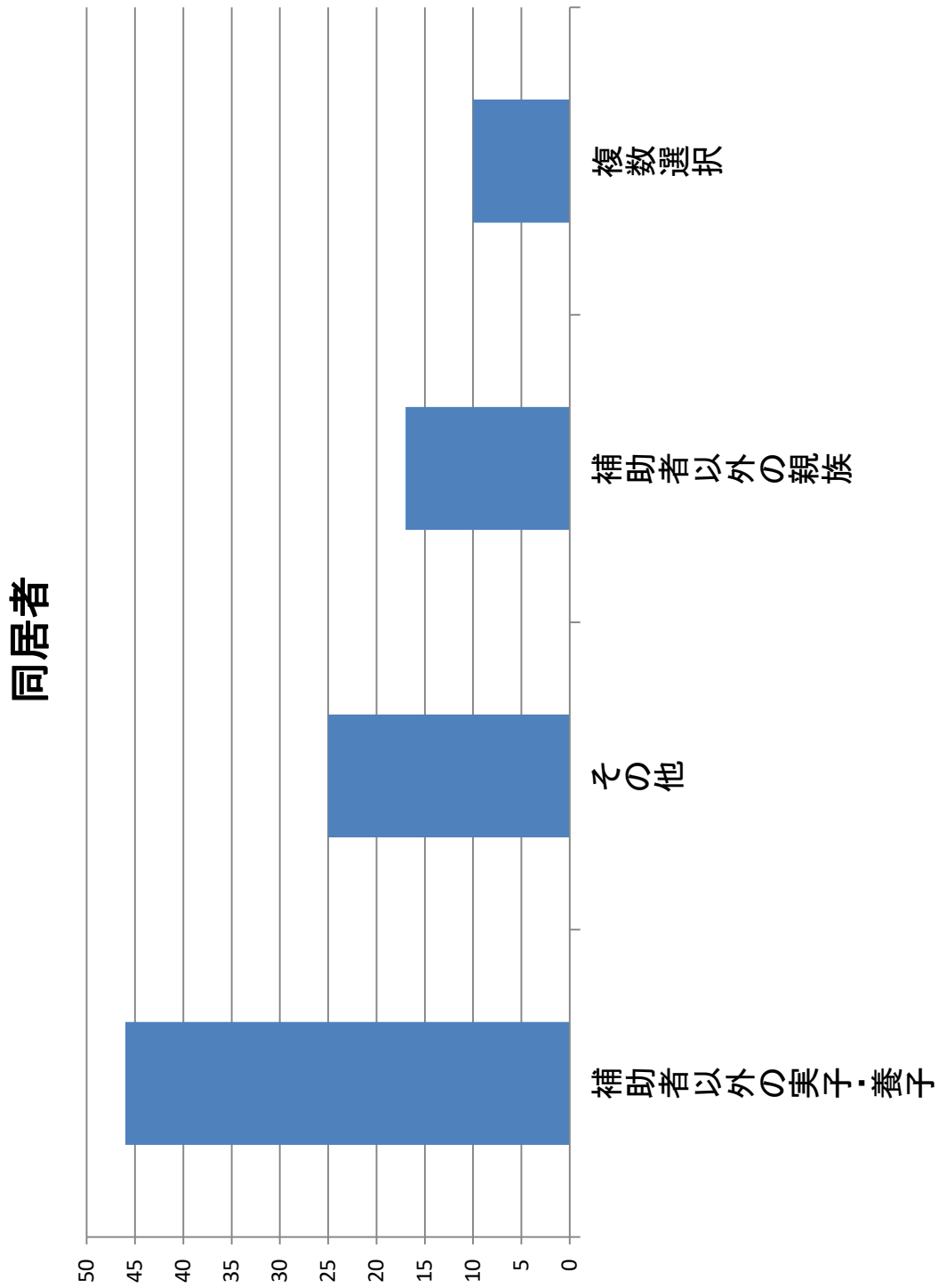


# 【基礎調査】10. 配慮の必要な子ども

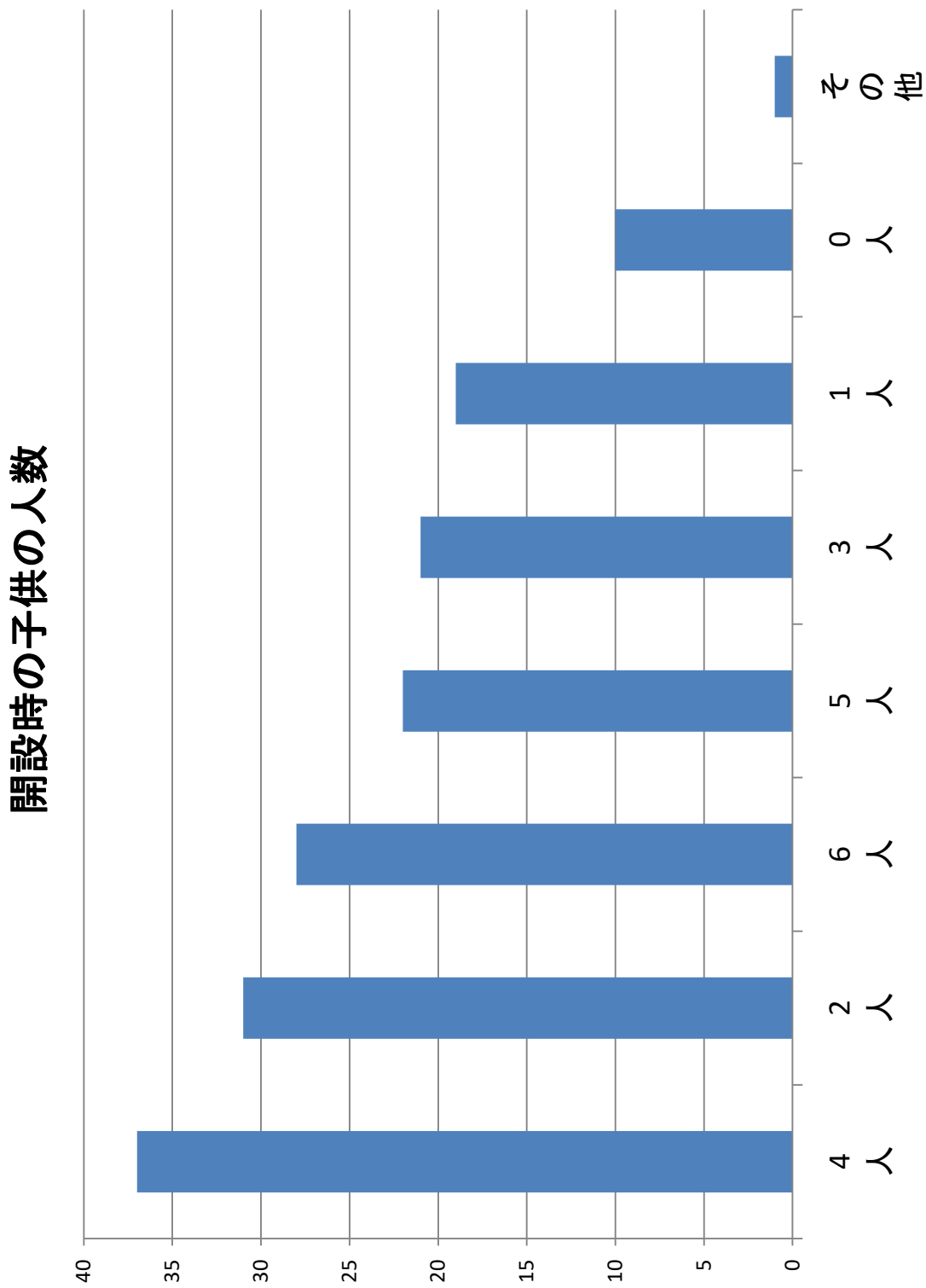
## 配慮人数



# 【基礎調査】11. 補助者・委託児童以外の同居者

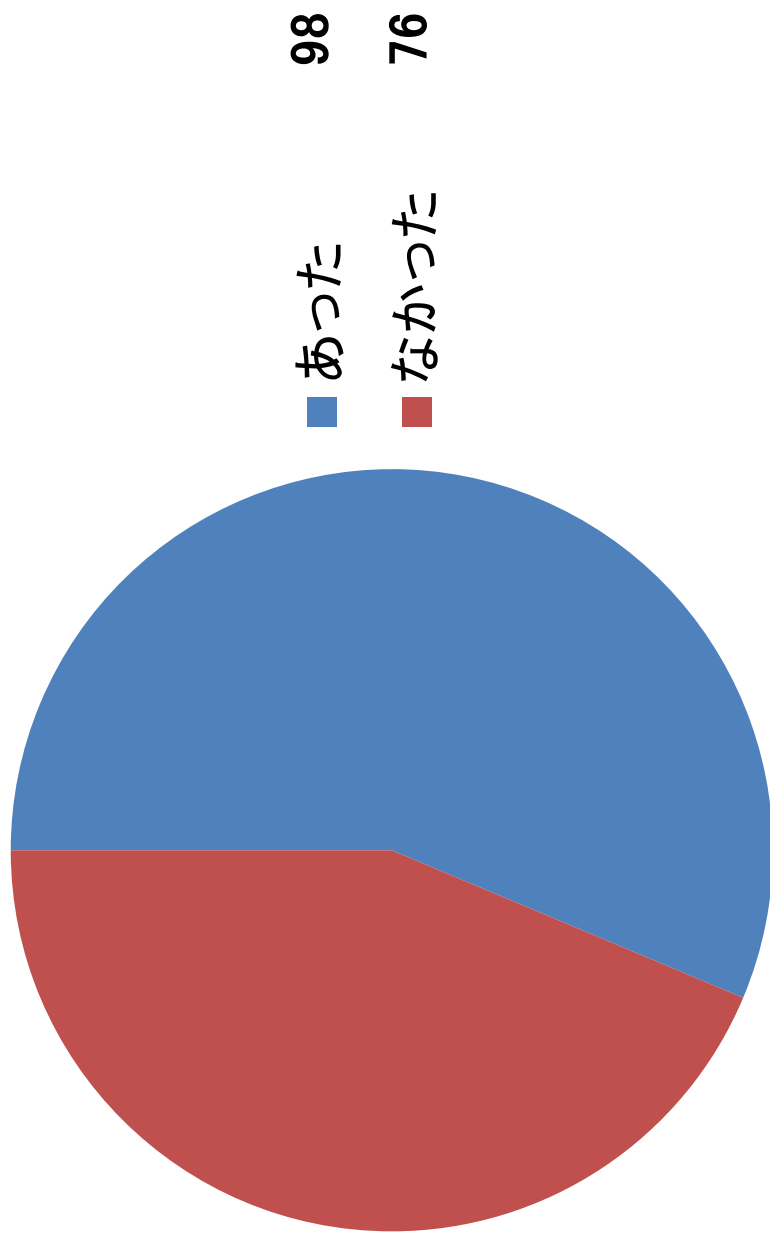


## 【基礎調査】12. 開設時の子供の人数



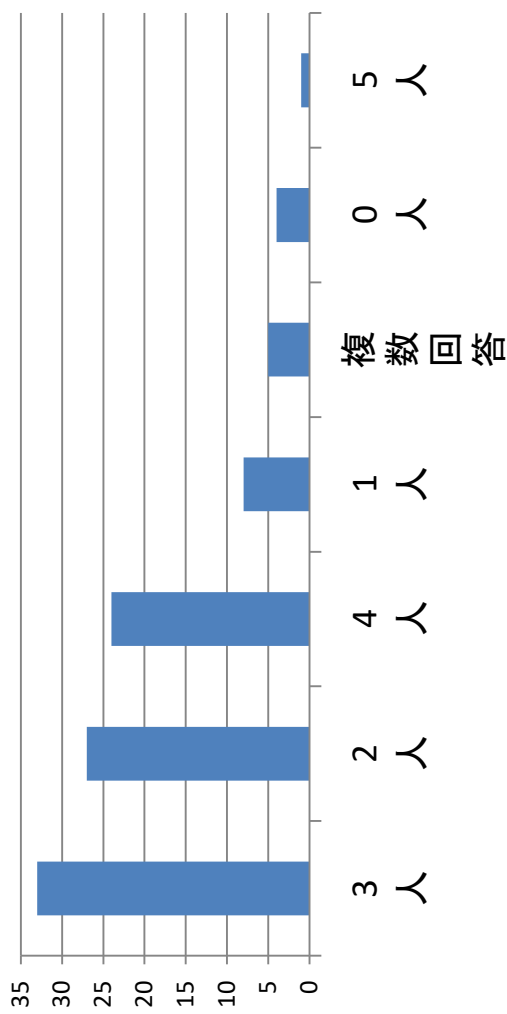
## 【基礎調査】13. 開設半年以下で4人以下

開設半年で4人以下

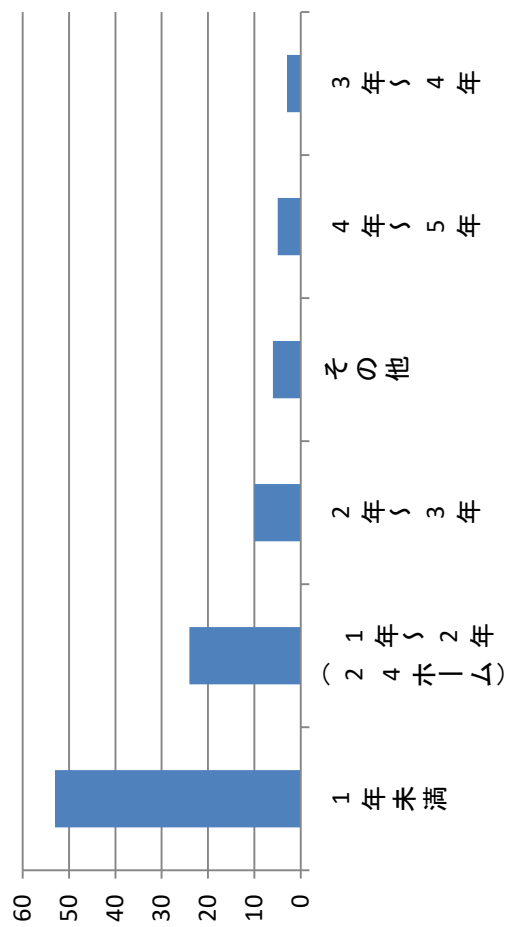


# 【基礎調査】3. 4人以下の場合の人数と期間

## 子どもの数とホーム数



## 4人以下の期間



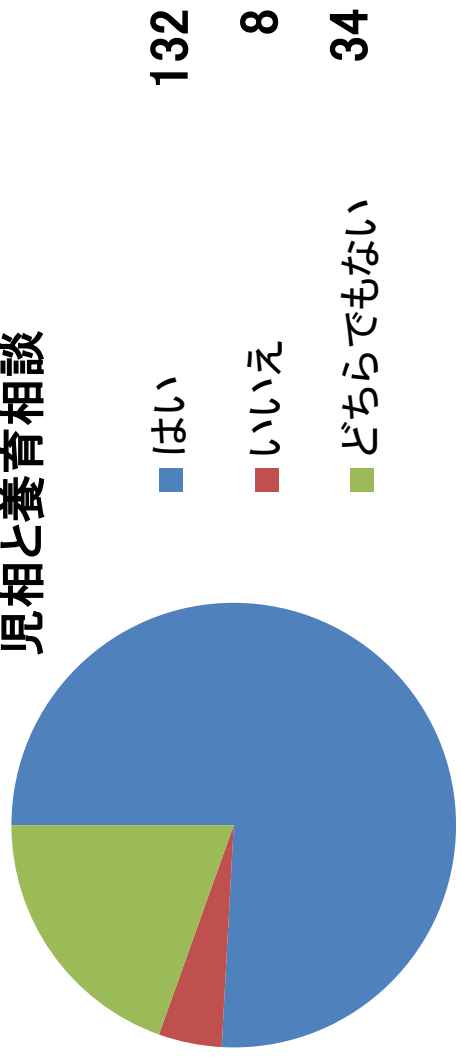


# 児童相談所との連携内容について

児童心理士などの専門職員へ養育などの相談をする	113
児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう	107
児童相談所に実親との面会場所を提供してもらう	88
児童相談所の職員を見学として受け入れる	43
児童相談所で定期的な連絡会を開催してもらう	37
児童相談所でファミリーホームの養育者同士のサロンの場を提供してもらう	31

# 児童相談所との連携相談が上手く いっているか

児相と養育相談



はい	いいえ・どちらでもない
頻繁に連携	26 19.7%
定期的に連携	22 16.7%
何かあったら連絡	35 26.5%
専門的	6 4.6%
関係良好	9 6.8%
家族対応	4 3.0%
その他	18 13.6%
無回答	12 9.1%

担当の問題	はい	いいえ	どちらでもない
担当の問題	13	31.7%	31.7%
体制の問題	9	21.9%	21.9%
児相の対応の問題	17	41.5%	41.5%
その他	2	4.9%	4.9%

## 児童相談所との対応で困ったこと

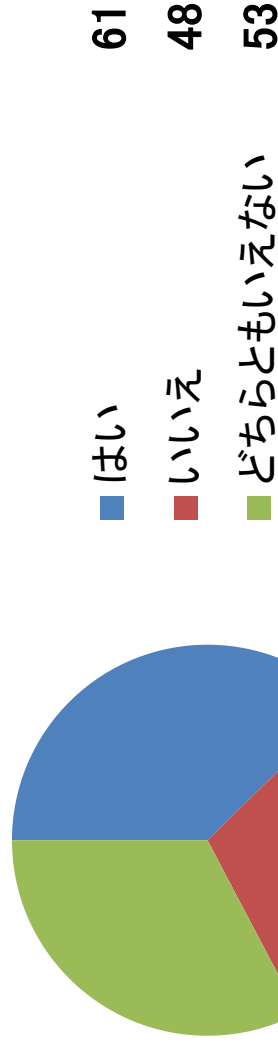
見相との関係で困った事	回答	49.5%
担当に対して	24	27.0%
見相の対応に対して	44	49.5%
運営について	2	2.2%
特になし	18	20.2%
その他	1	1.1%

## 見相に行って欲しい事

見相に行って欲しい事	回答	44.4%
委託・措置について	14	17.5%
担当に対して	16	20.0%
専門的支援、研修、相談	25	31.2%
親対応	3	3.8%
その他	13	16.2%
特になし	9	11.3%

# 里親支援専門相談員との連携

里親支援専門相談員との連携



はい

はいと答えた方どんなことをしているか	回数	割合
連絡・報告	22	36.1%
来訪・面会子どもとの関わり	14	22.9%
連絡・情報交換・共有	9	14.8%
連絡会・サロン・会議	7	11.4%
その他	9	14.8%

いいえ・どちらともいえない

いいえ・どちらともいえないと答えた方	回数	割合
経験不足・来訪のみ	14	15.4%
担当移動・来訪なし・反映されない	9	9.9%
関わり・利用交流なし・交流なし	12	13.2%
連絡相談なし・積極的でない	12	13.2%
CWや担当と連絡・必要なし	9	9.9%
相談員がいない・わからない・接点がない	35	38.4%

# 現在の他機関との連携支援の状況

## 他機関との連携



# 養育の困り感を支えるための今後の連携の連携の在り方

困り感を支える連携







# 法人型ファミリーホーム アンケート調査

## ●基礎調査

### 1 返信ホーム

・法人型 58 ホーム中 45 ホーム。回収率は 77.6%

### 2 設置主体

法人の種類	法人の数 (割合)	ホーム数 (割合)
社会福祉法人	14 (41.2%)	15 (33.3%)
NPO 法人	12 (35.3%)	18 (40.0%)
一般社団法人	7 (20.6%)	11 (24.4%)
その他	1 = 有限会社 (2.9%)	1 (2.2%)
計	34	45

・社会福祉法人 (14) のうち、社会的養護関係の施設を持っている法人は 8 ヶ所。社会的養護関係以外の施設としては、保育所を持っている法人が 4、老人福祉施設を持っている法人が 3、障がい児 (者) 関係の施設が 2 (重複あり)。

・法人数では社会福祉法人がいちばん多く、ホーム数では NPO 法人が多くなっています。

・一般社団法人では、特定の地域に集中しているのが特徴的。7つの法人のうち、5法人 5ホームが福岡市、1法人 2ホームが福岡県、1法人 4ホームが札幌市。

### 3 形態

形態 法人の種類	1 夫婦専業	2 夫婦兼業	3 単身の養 育者	4 雇用された 夫婦	5 雇用された 夫婦の内1名	6 雇用された 単身の養育 者	7 無回答
社会福祉法人	1	0	0	1	6	5	2
NPO 法人	0	0	3	1	3	10	1
一般社団法人	1	0	0	4	3	1	2
その他	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	3	6	12	16	6
割合	4.4%	0	6.7%	13.3%	26.7%	35.6%	13.3%

・いちばん多かったのは「雇用された単身の養育者」で、3割を超える。

・「単身の養育者」と合わせると 4 割を超え、法人立のファミリーホームでは、単身の養育者が中心となって子どもを育てているところが多いことがわかる。

#### 4 補助者の人数

法人の種類	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	無回答
社会福祉法人	5	3	2	2	0	0	0	3
NPO 法人	1	4	8	1	2	0	1	1
一般社団法人	2	2	2	3	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	1
計	8	9	12	6	2	0	1	7
割合	17.8%	20%	26.7%	13.3%	4.4%	0%	2.2%	15.6%

- ・補助者の人数は、多い順に「3人」「2人」「1人」「4人」となっている。
- ・補助者の人数と養育者の形態（単身か夫婦か）には、とくに相関関係はない。

#### 13 開設時の子ども的人数

法人の種類	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	無回答
社会福祉法人	3	2	1	0	2	1	4	2
NPO 法人	1	1	4	4	1	3	2	2
一般社団法人	0	0	0	3	2	1	1	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	3	5	7	5	5	7	9
割合	8.9%	6.7%	11.1%	15.6%	11.1%	11.1%	15.6%	20%

#### 14 開設半年で4人以下の状態があったか

法人の種類	あった	なかった	無回答
社会福祉法人	3	9	3
NPO 法人	11	6	1
一般社団法人	1	8	2
その他	0	0	1
計	15	23	7
割合	33.3%	51.1%	15.6%

- ・開設後6ヵ月の間に子どもが4人以下の状態があったホームの多くはNPO法人立で、全体の4分の1（24.4%）を占めます。
- ・NPO法人立の場合、4人以下の状態が「あった」ホームは「なかった」ホームの約2倍ありました。
- ・一般社団法人立の場合、4人以下があったのは1ホームだけです。

#### 14-2 あった場合の人数

法人の種類	「あった」と答えたホーム数	0人	1人	2人	3人	4人
社会福祉法人	3	0	1	0	2	0
NPO 法人	11	0	0	3	4	4
一般社団法人	1	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0
計	15	0	1	3	6	5
割合	—	—	6.7%	20%	40%	33.3%

## ●回答者への質問

### 1 回答者の立場

法人の種類	管理責任者	専業養育者	管理責任者及び専業養育者	その他	無回答	計
社会福祉法人	8	4	3	0	0	15
NPO 法人	10	4	2	2	0	18
一般社団法人	4	4	2	0	1	11
その他	1	0	0	0	0	1
計	23	12	7	2	1	45

・回答者で多かったのは、管理責任者（23人、51.1%）で、次に専業養育者（12人、26.7%）、そして「管理責任者及び専業養育者」（7人、15.6%）でした。

## ●里親登録及び里親会への入会に関する質問

### 1、3 回答者の里親登録と里親入会状況

		里親登録をしているか				里親会に入会しているか			
法人の種類	ホーム数	はい	いいえ	その他	無回答	はい	いいえ	その他	無回答
社会福祉法人	15	6	8	0	1	5	9	0	1
NPO 法人	18	12	5	0	1	10	5	2	1
一般社団法人	11	10	0	0	1	10	0	0	1
その他	1	1	0	0	0	1	0	0	0
計	45	28	13	0	3	26	14	2	3
割合		62.2%	28.9%	0	6.7%	57.8%	31.1%	4.4%	6.7%

### 2、4 専業養育者の里親登録と里親入会状況

		里親登録をしているか				里親会に入会しているか			
法人の種類	ホーム数	はい	いいえ	その他	無回答	はい	いいえ	その他	無回答
社会福祉法人	15	5	8	1	1	5	8	0	2
NPO 法人	18	14	3	0	1	14	2	1	1
一般社団法人	11	9	1	0	1	9	1	0	1
その他	1	1	0	0	0	1	0	0	0
計	45	29	12	1	3	29	11	1	4
割合		64.4%	26.7%	2.2%	6.7%	64.4%	24.4%	2.2%	8.9%

## ●法人についての質問

### 2 法人の設立年

法人の種類	2000年以前	2001～2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	不明	計
社会福祉法人	10	1	0	0	0	0	0	3	14
NPO法人	1	5	0	0	2	3	0	1	12
一般社団法人	0	1	2	1	0	1	0	2	7
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	12	7	2	1	2	4	0	6	34

### 3 ファミリーホーム開設のための法人立ち上げか

法人の種類	法人数	はい	いいえ	無回答
社会福祉法人	14	0	14	0
NPO法人	12	4	8	0
一般社団法人	7	5	1	1
その他	1	0	1	0
計	34	9	24	1

### 8 法人のファミリーホームはどの型に当てはまるか

法人の種類	法人の数（ホーム数）	個人設立型		法人設立型		無回答
		A型	B型	C型	D型	
社会福祉法人	14 (15)	0	0	6 (6)	4 (5)	4
NPO法人	12 (18)	3 (5)	2	2 (3)	3 (3)	2
一般社団法人	7 (11)	5	0	0	0	2
その他	1 (1)	0	0	0	0	1
計	34 (45)	8 (5)	2 ( )	8 (9)	7 (8)	9

【注】A型＝里親がファミリーホームを開設するために法人を立ち上げた。

B型＝児童養護施設等の職員だった人がファミリーホームを開設するために法人を立ち上げた。

C型＝社会的養護関係の施設を運営している法人が設置した。

D型＝社会的養護関係ではない施設を運営している法人が設置した。

#### 【法人設立型】20法人 22ホーム

法人をタイプ別に分けると、以下の表のようになりました。

法人の種類	法人数（ホーム数）	C型（社会的養護関係）	D型（社会的養護でない）
社会福祉法人	14 (15)	8 (8)	6 (7)
NPO法人	6 (7)	3 (4)	3 (3)
計	20 (22)	11 (12)	9 (10)

【注】基礎調査の問8に対し、無回答だった法人はこちらで仕分けをしました。NPO法人は12法人（18ホーム）ありますが、そのうち「法人設立型」は6法人（7ホーム）と判断しました。一般社団法人（7法人 11ホーム）においては、本体施設を持っている法人がなかったため、すべて「個人設立型」と判断しました。

●ファミリーホーム開設後に関する質問

問 12 法人の本体施設と FH の位置関係

法人の種類	型	ホーム数	同じ敷地内	1 km圏内	5 km圏内	10 km圏内	その他
社会福祉法人	C	8	0	4	2	0	2【注1】
	D	7	1	3	2	1	0
NPO 法人	C	4	2	1	1	0	0
	D	3	1	0	1	0	1
計		22	4 (18.2%)	8 (36.4%)	6 (27.3%)	1 (4.5%)	3 (13.6%)

【注1】ひとつは「本体施設と同じ市内」、もうひとつは「20 km以上離れており、独立型」

・本体施設を持っていない法人においては、主たる施設（または、最初につくった施設）との位置関係で分類。

問 13 専門養育者と補助者の内訳・雇用関係

雇用形態	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
里親登録している夫婦を雇用 (専門2名+補助者1名)	0	1	0	1	2 (9.1%)
里親登録していない夫婦を雇用 (専門2名+補助者1名)	3	0	0	0	3 (13.6%)
結婚している養育者を雇用 (専門1名+補助者2名)	0	1	0	0	1 (4.5%)
単身の養育者を雇用 (専門1名+補助者2名)	1	3	1	0	5 (22.7%)
その他	4	0	3	2	9 (40.9%)
無回答	0	2	0	0	2 (9.1%)

●「その他」の内訳

<社会福祉法人/C型>

- ・単身の養育者を雇用、補助者は2名だが、常勤1名、非常勤1名。
- ・結婚している養育者を雇用。専門1名、兼業1名、補助者1名（常勤か非常勤化は不明）。
- ・単身の養育者を雇用、補助者は1名（法人の職員、常勤）。専門養育者が休みのときは本体施設の職員が勤務に入っている。
- ・法人に雇用され、地域小規模児童養護施設を営んでいた夫婦が、住居はそのままファミリーホームに移行した。補助者は本体施設の職員（常勤）が本体施設と兼務している。

<NPO法人/C型>

- ・専門養育者は1名（法人役員でもある）。補助者は（常勤・非常勤を合わせて）5名を雇用。
- ・専門養育者は、法人が里親登録をしている養育者と契約し（養育者は法人の職員ではない）、補助者は法人が雇用する職員を配置（1法人2ホーム）。

<NPO法人/D型>

- ・宗教法人の会長夫婦が養育里親をしていた延長でNPO法人を立ち上げ、夫婦や同居人で事業を行う。
- ・法人経営者夫婦でファミリーホームを営む。専門養育者は妻で、補助者4名を非常勤で雇用。

問 14 専業養育者の前職

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
同法人の職員を異動させた	6	5	3	1	15 (68.2%)
開設にあたって新たに募集した	0	2	0	0	2 (9.1%)
その他	2	0	1	2	5 (22.7%)
無回答	0	0	0	0	0

●「その他」の理由

- ・専業養育者が元児童養護施設長でファミリーホームを運営したい要望があり、他の児童養護施設に開設を持ちかけ、実現。(社会福祉法人/C型)
- ・法人の職員ではなく、理事長が開設。(NPO法人/C型)

問 15 専業養育者が前に勤めていた施設

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
地域小規模児童養護施設	2	1	0	0	3 (13.6%)
児童養護施設	3	0	3	0	6 (27.3%)
自立援助ホーム	0	0	1	0	1 (4.5%)
乳児院	1	0	0	0	1 (4.5%)
その他	0	5	0	1	6 (27.3%)
無回答	2	1	0	2	5 (22.7%)

・「その他」の内訳としては、「保育所」「障がい者支援施設」「障がい児入所施設」「障がい児(者)、介護保険ヘルパー事業所所長」「ホームヘルパー」「グループホーム(共同生活援助)職員」で、障がい福祉関係の施設が多くあった。

問 20 専業養育者と兼業養育者は里親登録をしているか

専業養育者		社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
		C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
はい	FHで働く前に登録	1	3	3	3	10 (45.5%)
	FHで働いた後に登録	2	0	0	0	2 (9.1%)
いいえ		5	4	1	0	10 (45.5%)
その他		0	0	0	0	0
無回答		0	0	0	0	0

兼業養育者		社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
		C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
はい	FHで働く前に登録	1	1	0	2	4 (18.2%)
	FHで働いた後に登録	0	0	0	0	0
いいえ		4	1	0	0	5 (22.7%)
その他		0	0	0	0	0
無回答		3	5	4	1	13 (59.1%)

問 26 専業養育者の労働条件

	社会福祉法人		NPO法人		計 (22ホーム)
	C型 (8ホーム)	D型 (7ホーム)	C型 (4ホーム)	D型 (3ホーム)	
本体施設の労働条件と同じで、労働基準法の「労働時間」が適用される。	8	4	0	2	14 (63.6%)
労働基準法の「労働時間」が適用されない。	0	1	3	1	5 (22.7%)
その他	0	0	1	0	1 (4.5%)
無回答	0	2	0	0	2 (9.1%)





## 特定非営利活動法人キーアセット提出資料



平成28年10月21日

## 新たな社会的養育の在り方に関する意見

特定非営利活動法人キーアセット  
代表 渡邊 守

『議論のポイント』に挙げられているなかから、複数の異なる自治体において里親支援機関事業を受託している NPO 法人として、関係する事項について以下に意見を述べます。

### ● 里親支援の現状と、里親制度の充実に向けた課題

#### 1. フォスターリングエージェンシー(包括的な里親養育事業)の不在

##### ➤ ぶつ切りの“支援”

里親支援機関として事業を受託している団体は全国に少なくありません。しかし、それらの多くは“里親支援”という名目で繋がりのないスポット的な業務を受託しています(例えば、広報啓発、里親委託等推進委員会事務局、里親会事務局、研修実施等など)。それぞれの業務が、果たして家庭養護の推進にどのように寄与しているのか、連続性や包括性がないためわかりにくい現状があります。

##### ➤ “支援者”の乱立と、解消されない養育里親家庭の不透明さと孤立

“開かれた”養育里親家庭や孤立防止が家庭養護に求められています。そのために、児童相談所の里親担当、里親委託等推進員、里親支援機関、里親支援専門相談員など様々な“支援者”が現在用意されています。しかし、養育里親家庭の孤立を防ぐために必要なのは、“支援者”を増やすことではなく、ひとつの帰属先との信頼関係です。ソーシャルワーク実践機関が養育里親又はその候補者にとって帰属先となるには、リクルートの段階からその家庭の強み弱みを理解し、トレーニングし、伴走することが求められます。その“帰属先”が、多くの場合、養育里親家庭には制度として準備されていません。

##### ➤ 不明確な目標設定

養育里親制度とそれを“支援”する事業者が、子どもと若者の現在と将来、そして地域社会にどのようにポジティブな成果を残すべきなのか、現状ではそれが明確だとは言えません。養育の質をはかることは簡単なことではありませんし、子どもの一人ひとりの最善の利益も変化します。それでも、国や自治体によって、養育と“支援”の目標は明確に設定されるべきですし、それを達成することが事業者として最低限の務めであるべきです。しかし、現状としては、事業を“する”ことがゴールになってしまっているように見え、それぞれの事業者がどのような成果をあげたのかわかりにくい状況にあります。

##### ➤ リクルートから委託後の支援までを一つの機関が担う重要性

養育里親家庭に委託される子どもと若者のニーズは複雑化してきていると多くの養育里

親は感じていると思われます。そのようなニーズに家庭養護が応えていくためには、チームによる養育が不可欠です。そのチームへ養育里親が帰属感を持つことは、チーム養育の実践に必須です。

その帰属感を育むために効果的なのは、リクルートからアセスメント、トレーニングそして委託後の支援までを同じ機関が一貫して行うことです。

現状としては、“支援者”と“支援を受ける側”という前時代的なソーシャルワークが未だに主流であるように見え、養育里親候補者の時点からチームに引き込むような実践は殆どされていないように思われます。

## 2. “日本は・・・”の先入観とリクルートの必要性

### ➤ 欧米諸国と比較して、養育里親が増えない？

ヨーロッパやオセアニア諸国においても、新規の養育里親家庭のリクルートに苦労していることが知られていないからなのか、宗教的或いは文化的理由で日本には養育里親が増えないかのような先入観が未だにあるように思います。

知ってもらうことや広域のキャンペーンは養育里親候補者獲得に直接つながりにくいにもかかわらず、毎年のように「知ってください」を合言葉に普及啓発を繰り返しても、養育里親が思うように増えないのはある意味当然の結果です。

地域社会の理解を促すためにナショナルキャンペーンは必要ですが、フォスタリングエージェンシーのような専門機関にリクルートから任せていない現状では、必要な養育里親候補者を獲得することは難しいと思われます。

## 3. 未委託家庭の扱い

### ➤ 未委託家庭を受託家庭へ？

登録済の未委託里親家庭が全国に多く存在することは改善されるべき課題の一つです。しかし、未委託里親家庭の問題解決を里親支援機関や里親支援専門相談員に委ねることには疑問を感じます。その未委託家庭を誰がアセスメントしトレーニングしたのか、また強み弱みを誰が理解しているのか、その役割を担い彼らを登録まで導いた機関が未委託里親家庭の課題を解決に導くべきだと思います。その家庭のアセスメントをしたわけではない別の機関が後から効果的な手段を講じることができるとは思えません。

## 4. 新たな“在り方”を目指す

### ➤ 新たな社会的養育のための大きな改善

「物理的基準から養育の質の基準へ」今後の社会的養育の在り方をシフトさせていくということは、非常に大きな歴史的前進だと思います。そのためには、言うまでもなく質量を担保するためのシステムが必要です。家庭養護を社会的養育の選択肢として質量ともに十分に機能させる作業は、これまでにない新しい試みなので、既存のものをリフォームするのではなく新たな方法、具体的にはフォスタリングエージェンシーの導入や成果ベースの民間活用、そして厳しい評価基準など全く新しいものを導入する必要があるのではないのでしょうか。既存のものをアップデートすることが効果的でないとは言いませんが、目指しているもの

の大きさを考えれば、アップデートではなく、新しいシステムの導入が早急に準備されるべきだと思います。

➤ 新たな養育里親制度の在り方と既存の養育里親制度の在り方

「チームワークによる養育里親制度」と言っても、既存の養育里親のなかには違和感を覚えたり、そもそも誰とチームを組むのかさえイメージがわかなくなったりする方もいるでしょう。そういったケースに新たな養育里親制度の在り方を求めても、その家庭にいる子どもにとって利益につながる”在り方”となるとは限りません。

新しいものを導入するにもかかわらず、既存のものとの住み分けがされていないように思います。つまり、事業者に、新しいものをつくることと既存の養育里親の支援を同時に求めているように見えます。

● **課題の解決に向けて：提言とお願い**

1. **フォスタリングエージェンシーの導入**

✓ 子どもにとって家庭養護が選択肢として機能するために

脱施設化を達成した諸外国の多くが、養育里親家庭における望まない措置変更の繰り返し(placement breakdown, multiple placements)を子どもや若者に強いという負の歴史を経験しています。養育里親家庭への委託を、十分な体制を整えずに進めると、日本も近い将来同じ経験を子どもや若者に強いことになりかねません。その問題を改善するため、それらの国々ではフォスタリングエージェンシーやそれと同等の機関が重要な役割を担うようになったのですから、これから新たな家庭養護の在り方をつくる日本は、負の歴史を刻むことなくフォスタリングエージェンシー(リクルートから委託後の支援まで同一機関が包括的に実践する)を導入すべきです。

✓ モダンソーシャルワークの実践

支援者と支援を受ける側という前時代的なソーシャルワークでは、子どもと若者のために養育里親家庭においてチームワークを機能させることは困難です。候補者の段階から養育里親家庭をチームの中に引き込み、共通の目標に向かって異なる役割を互いに担いつつ共に成果を確認しながら前進させていくモダンソーシャルワークの実践には、ソーシャルワーク機関となるフォスタリングエージェンシーが必要です。

✓ これから新たに家庭養護を必要とする子どもや若者のために

既存の養育里親家庭や登録済未委託家庭のためにはではなく、これから新たに家庭養護を必要とする子どもと若者のために、新たな制度としてフォスタリングエージェンシーの導入をお願いいたします。

2. **成果ベースの事業**

✓ 達成すべき成果を明確にした事業契約

フォスタリングエージェンシーとなるのが民間であっても児童相談所であっても、社会的養育

の担い手として、成果を示すよう厳しく求められるべきです。そしてその事業への支払いは成果に応じて設定されるべきです。民間を活用するのであればなおさらです。

成果を明確に示したエージェンシーとそうでないエージェンシーに同じ事業費が支払われるような制度導入は絶対に避けるべきです。また、求められる成果があげられなかった場合には事業費を変換するような契約を結ぶくらいの覚悟を私たち事業者は持つべきです。

✓ 成果を追求するに見合う事業費

先に述べた家庭養護先進諸国は、養育里親家庭の質と量を確保するために必要な事業費をフォスタリングエージェンシーに支払っています。それは養育里親家庭の質と量を子どものために確保するためには、必要なコストをかけなければならないことを意味します。

今回、新たな社会的養育の在り方をつくりあげるための議論を進めてくださるのでしたら、フォスタリングエージェンシーを目指す事業者が、成果を追求するために財政的な不安を覚えることのないような制度設計をお願いいたします。

特定非営利活動法人キーアセットは、平成22年12月に法人設立後、以下のような事業の受託実績を重ねて現在にいたります。ここでは、その中でも私どもの特徴的な活動であり、検討会の皆様が既に議論をされている「フォスタリングエージェンシー」のモデルに近い、大阪府のモデル事業のリクルートとトレーニングの取り組みについてご紹介いたします。

#### <キーアセットとしての主な実績>

平成24年 大阪府里親支援機関事業受託  
平成24年 川崎市里親支援機関事業受託  
平成24年 東京都小平地区・立川地区里親支援機関事業受託  
平成25年 堺市里親支援機関事業受託  
平成27年 大阪府はぐくみホームによる地域子育て支援システム構築事業受託  
平成28年 大阪府と日本財団によるはぐくみホーム(養育里親)による家庭養育事業構築プロジェクト開始  
平成28年 福岡市乳幼児里親リクルート事業受託

## リクルート

リクルート活動は、養育里親委託促進の最も重要な活動の一つです。充実したリクルート活動による新規登録養育里親数の増加がなければ、委託可能な養育里親家庭の不足は解消されません。

キーアセットは、グループ組織である Core Assets Group がこれまでの様々な国や地域で培ってきた実績から、より効果的な新規養育里親のリクルート活動を行っています。

昨年度の大阪府(モデル地区豊中市)でのリクルート実践は以下のようなものです。

- a. 新聞折り込みチラシ3万1千部)
- b. 民生委員(5回、約100名)、校区福祉委員(1回、約50名)
- c. 認定こども園長会(1回、5名)
- d. ファミリーサポート会員(2回、チラシ500部の郵送)
- e. NPO団体(15団体、約60名)
- f. 民間企業(パン屋、美容室、飲食店、ペットショップ)
- g. 公共施設(図書館、3駅、公民館)
- h. 書店(2店舗 130部)
- i. 人権教育推進委員会(100部)
- j. 自治会(ポスター2200部、チラシ9200部)
- k. イオンタウン、スーパー、郵便局にてイベント(月1回以上実施)
- l. 公民館で説明会(1ヵ月に1~2ヶ所で実施)
- m. FM千里にて啓発
- n. 阪急バス広告(9月中旬~12月中旬、1月中旬~4月中旬)
- o. 公民館にて研修(随時)
- p. NHK大阪 11月13日放送のニュースにて取り上げてもらった(再12月18日全国)
- q. リスティング広告

啓発活動の戦略としては、一般的なマーケティング手法とオックスフォード大学リーズセンター研究所の報告書をベースにして、出来るだけ地域を絞ってターゲットグループに複数回同じイメージとメッセージを提供することを心がけています。実際に、問い合わせをくださった方の殆どが、キーアセットの広告などを複数回目にしてから問い合わせをくださっています。





## リクルートの成果(11ヶ月間)

問合せルート	問い合わせ件数	初回訪問に繋がったケース
口コミ	13	7
電話	33	13
メール	9	3
説明会	16	3
イベント	129	6
合計	200	32(内キャンセル13件) 登録3家庭+研修中11家庭

## トレーニング

キーアセットのトレーニングプログラムは、アセスメントの役割も兼ねています。鍵となる6つのモジュール(プログラム)はすべて参加型で、講義式のトレーニングはありません。

あらゆる場面に対応できるスキルを身につけられるようにしたり、完璧な養育者を育てることがこのトレーニングの目的ではありません。キーアセットがこのトレーニングで大切にしていることは以下のものです。

- 養育里親候補者が、社会的養護の担い手であることを理解できるようになること
- 協働の大切さを理解して、誰と協働して養育をすすめるのか理解できるようになること
- 子どもと若者そして彼らのもつ文化の多様性を理解できるようになること
- 子どもと若者の可能性を信じてそれを引き出す役目を養育者も担っていることを理解できるようになること
- なによりも安全が最優先であることを理解できるようになること
- 子どもと若者、そして家庭も変化し前進することができることを理解できるようになること

プログラムのなかでは、トレーナー(スーパーバイズソーシャルワーカー)が養育者に求めていることを発信するだけでなく、候補者も自身の価値観や子どもへの想い、パートナーとの関係、柔軟性についてワークを通して発信することが求められます。それは、トレーナーが候補者の強み弱みを理解する大切な機会であると同時に、候補者が自分自身と向き合う機会となります。そして、そこで理解された強み弱みは、委託後の支援につながります。

### キーアセットが大切にしているポイント

- 普及啓発をすることがゴールではない
- “素晴らしい”研修を提供することがゴールではない
- リクルートとトレーニングは、委託後の支援につながらなければならない
- チームワーク・協働を実現するために、養育者の帰属先となることが大切
- 子どもと若者の現在と将来にポジティブな変化を生み出すことが、養育者のポジティブな経験となり、将来のリクルートへとつながる